

「信託のマネロン・テロ資金供与リスク評価に関する調査」

最終報告書

2025年3月31日
有限責任 あずさ監査法人

本報告書は、財務省の委託により有限責任 あずさ監査法人が実施した調査結果を取りまとめたものです。私たちは、調査時点で入手した情報に基づき本報告書を適時に取りまとめるよう努めておりますが、本報告書の内容は、本調査の対象に含まれない特定の個人や組織が置かれている状況に対応するものとは限らず、また、情報を受け取った時点およびそれ以降において、その情報の正確性や完全性を保証するものではありません。また、本報告書は委託者である財務省に対してのみ提出したものであり、本報告書を閲覧あるいは本報告書のコピーを入手閲覧した第三者の本報告書の利用に対して、有限責任 あずさ監査法人は直接ないしは間接の責任を負うものではありません。

目次

1. 本調査の背景および目的、調査内容	1
1.1. 本調査の背景および目的	1
1.2. 本調査の方法	2
1.3. 調査期間	2
1.4. 調査方針および調査内容	2
1.4.1. 調査方針および調査内容の概要	3
1.4.2. 聴き取り調査を行った先	4
2. 信託会社等が取り扱う信託に関する調査	5
2.1. 法令上の措置	5
2.2. 所管行政庁の措置	6
2.2.1 監督上の措置（ガイドライン、アウトリーチ等）	6
2.2.2 金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ	7
2.3. 業界団体及び事業者の措置	9
2.3.1. 業界団体の措置	9
2.3.2. 事業者の措置	10
3. 民事信託のリスク評価	13
3.1. リスク評価の方法	13
3.2. 現状	13
3.3. 危険度を高める要因	14
3.4. 危険度の低減措置	16
3.4.1. 当局による信託の設定・内容に関する情報へのアクセス方法	19
3.4.2. 信託設定時の本人確認、および CDD（Customer Due Diligence、顧客管理措置）	19
3.4.3. 信託設定後の本人確認、および CDD（Customer Due Diligence、顧客管理措置）	23
3.4.4. 民事信託信託口座に係る取引のモニタリング	25
3.5. 残余リスクの評価	26
4. 外国信託のリスク評価	31
4.1. 外国信託の範囲の検討	31
4.1.1 外国信託の定義	31
4.1.2 自国との密接な関係性(sufficient link)について	32
4.2. リスク評価の方法	35
4.2.1 受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBPs と十分 (significant)かつ継続的(on-going)な取引関係がある場合（金融機関等における口座開設・取引目的の開示）	35
4.2.2 受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っている場合（不動産登記による受託者の地位開示）	36

4.2.3 受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたる場合	37
4.3. 危険度を高める要因	39
4.3.1 信託の属性に基づく危険度を高める要因と外国信託のリスク	39
4.3.2 海外投資家による国内不動産投資の増加によるリスク要因	42
4.4. 危険度の低減措置	42
4.4.1. 金融機関における外国信託の取扱い	42
4.4.2. DNFBPs における外国信託の取扱い	43
4.4.3. 信託登記	43
4.4.4. 法定調書	44
4.5. 残余リスクの評価	45
5. 総括	46
Appendix 1. 法令、ガイドライン等のアップデート概要	48
(1) 犯罪収益移転防止法	48
(2) 犯罪収益移転防止法施行令	48
(3) 犯罪収益移転防止法施行規則	49
(4) 信託法	51
(5) 信託法施行令	51
(6) 信託法施行規則	51
(7) 信託業法	51
(8) 信託業法施行令	52
(9) 信託業法施行規則	52
(10) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律	53
(11) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令	53
(12) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則	54
(13) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン	54
(14) マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）	54
(15) 信託会社等に関する総合的な監督指針	55
Appendix 2. 質問項目一覧	57
(1) 金融庁宛質問項目	57
(2) 信託協会宛質問項目	60
(3) 信託銀行宛質問項目	63
(4) 士業者宛質問項目	64
(5) 家族信託普及協会宛質問項目	65

1. 本調査の背景および目的、調査内容

1.1. 本調査の背景および目的

2021年8月に公表されたFATF第4次対日相互審査では、民事信託・外国信託の実質的支配者の透明性や、特定事業者におけるリスク理解に課題があることが指摘された¹。2024年10月に公表された第3回フォローアップの結果でも、FATF勧告25（法的取極）の評価引き上げ（PC→LC）は得たものの、民事信託・外国信託に関する部分（Sub Criterion）の評価は据え置きとなっている。日本政府は、2024年4月、FATF第5次対日相互審査を見据えて「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画（2024-2026年度）」を公表しており、「民事信託・外国信託についてマネロン等リスク²の評価を行い、必要なリスク低減措置を検討すること」が行動計画の一つとして挙げられていることから、民事信託・外国信託のマネロン等リスクやそのリスク低減策に関する検討や課題の整理を行うことは重要と考えられる。

さらに民事信託は、家族内の遺産相続等に活用される事例が増えていることから³、民事信託のリスクを特定・評価し、リスクに応じた措置を講じることは、国民の健全な資産形成に資するものと考えられる。今後、さらに民事信託の利活用が増えて、資産形成・資産承継手段の一つとして普及が進めば、民事信託のリスクに起因した社会全体に与える影響も比例して増加する可能性があると考えられる。また、いわゆる外国信託⁴という形態の信託も設定されることが想定され、外国信託に係る論点整理を行うことも一定の意味があるものと考えられる。また、FATF勧告25第3項は、各国に「異なる種類の信託毎のマネロン等リスクの評価・特定」を求めていることから、「信託会社等が取り扱う信託」「民事信託」「外国信託」のリスク評価を行うことは、FATF勧告の要件を遵守する上でも、来るFATF第5次対日相互審査⁵を踏まえても、必要かつ意義のある取組みである。

¹ 「国内外の信託、特に信託会社によって設立されていない、あるいは管理されていない信託の透明性に関しては、課題がある。法執行機関は、より複雑な法的構造を有する実質的支配者情報を備えるために必要な手段を有していないようであり、法人や法的取極めに関連するリスクは十分に理解されていない。」(p. 4)、「日本は、法人のリスクをある程度理解しているが、その深度が不十分である。国のリスク評価書は、実質的支配者情報の透明性がない法人を高リスクとしているが、日本の種々の企業構造に関連する脆弱性は十分に理解されていない。日本で運用される法的取極め（国内・外国の信託）に伴うリスクはよく理解されていない。」(p. 152)、「日本国内で運営される国内信託の大部分は、信託会社や業者によって組成されており、信託会社は犯罪収益移転防止法の下で金融機関として扱われ、信託の委託者及び受益者の顧客管理措置、情報を最新の状態で維持して法執行機関に提供することや勧告25の要件に沿ったその他の措置が必要である。しかしながら、事業関係を構築する際に、受託者に対して、金融機関又はDNFBPsに受託者の地位を開示する義務を課したり、民事信託においては、委託者、受託者又は受益者についての情報を保持する義務を課したり、受託者に制裁を課したりする特定の要件はない。このような不備は、日本の信託、特に民事信託や外国の信託への悪用を可能にする脆弱性を示すものであり、これらの欠陥は、中程度の不備を示している。」(p. 245)（出典：財務省

「FATF第四次対日相互審査報告書（仮訳）」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf 最終閲覧日：2025年2月4日)

(下線はKPMGジャパン)

² 本報告書では、「マネー・ローンダリング・テロ資金供与・拡散金融」を「マネロン等」、それらへの対策を「マネロン等対策」と呼称する。

³ 民事信託に係る公正証書の作成件数の2018年から2023年の統計は、2020年を除き一貫して増加傾向にあり、うち信託契約書の公正証書が最も多く作成されている。詳細は、本報告書「3.2. 現状」を参照のこと。

⁴ 外国の法令に準拠して設定された信託で、海外居住の委託者により国内資産が信託されるケース等が考えられる。

⁵ FATF第5次対日相互審査は、2028年8月にオンサイト審査が予定されており、審査のプロセスは2027年半ばには開

以上を勘案し、本調査では、主として、民事信託・外国信託のマネロン等リスク評価やリスク低減策の検討に必要な調査および課題の整理を行った。

1.2. 本調査の方法

公表情報の調査や、有識者、業界団体、または当局への聴き取り調査等を通じて、民事信託・外国信託のマネロン等リスクの評価を行う。併せて、信託全体のリスク評価のアップデートを図る目的から、信託会社等が取り扱う信託についても、犯罪収益移転危険度調査書の「ウ 危険度の低減措置」の内容に追加できる取組みの進展がないか、現在の犯罪収益移転危険度調査書の内容がFATFの基準を踏まえて改善の余地はあるか等の調査、検討を行う。

1.3. 調査期間

2024年11月末～2025年3月末

1.4. 調査方針および調査内容

「信託会社等が取り扱う信託」については犯罪収益移転危険度調査書の「ウ 危険度の低減措置」の内容に追加できる取組みの進展がないか等を確認する目的から、「民事信託」および「外国信託」についてはマネロン等リスクの評価を行う目的から、それぞれ「1.4.1. 調査方針および調査内容の概要」に記載した方針で調査を行った。なお、本報告書では、「信託会社等が取り扱う信託」「民事信託」「外国信託」のそれぞれの意味は、「信託会社・信託兼営金融機関が受託者となる信託」「信託会社・信託兼営金融機関以外の者が受託者となる信託」「FATF 勧告 25 の解釈ノート 3 項(c)に該当する信託」である。

調査は、机上調査または有識者への聴き取り調査により行い、聴き取り調査は机上調査では把握しきれない実務等の実態に関する情報を収集することを目的として行った。聴き取り調査を行った先は「1.4.2. 聴き取り調査を行った先」のとおりで、聴き取りを行った内容は「Appendix 2. 質問項目一覧」に記載している。

始される見込みである。(出典) FATF “Global Assessment Calendar” <https://www.fatf-gafi.org/en/calendars/assessments.html#tabs-e9671b3d06-item-cc348e50dc-tab> 最終閲覧日：2025年2月28日

1. 4. 1. 調査方針および調査内容の概要

信託会社等が取り扱う信託	
調査方針および調査内容	本報告書の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> • 犯罪収益移転危険度調査書の「ウ 危険度の低減措置」に則り、「法令上の措置」、「所管行政庁の措置」、「業界団体及び事業者の措置」の観点から、それぞれ前年度の犯罪収益移転危険度調査書の記載から追加措置等はないか、調査・検討を行う。調査内容の概要は以下のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 法令上の措置：「犯罪収益移転防止法」、「信託法」、「信託業法」、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」を対象に、2023年1月以降の法令等の改正を確認し、その内容がマネロン等のリスク低減に資するものか検討を行う。 ➢ 所管行政庁の措置：「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」の改訂内容を確認する。また、監督当局が信託会社等を対象に行った意見交換会、アウトリーチ等の取り組みを聴き取り調査により確認し、それらがリスク低減に資するものか検討を行う。 ➢ 業界団体及び事業者の措置：業界団体による措置の調査として、2023年1月以降に一般社団法人 信託協会が信託銀行・信託会社向けに開催した研修・勉強会等の活動、ガイダンス等文書の提供有無を、一般社団法人 信託協会への聴き取り調査により確認する。確認した内容がマネロン等リスクを低減するものかを検討する。個別事業者は直接顧客との折衝を行うことから、信託全体の残余リスクの評価は代表的な個別事業者での措置を調査・分析したうえで実施する必要があり、どのような観点の調査が必要か、調査結果をどう分析して残余リスクを算出するかを、業界団体の措置に関する調査結果も踏まえつつ、整理を行う。 	<p>2. 信託会社等が取り扱う信託に関する調査</p>

民事信託	
調査方針および調査内容	本報告書の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> リスク評価は、「①民事信託を取り巻く現状の確認、②危険度を高める要因の特定、③危険度の低減措置の評価、④残余リスクの評価」の4ステップで行う。 「①民事信託を取り巻く現状の確認」では、本邦における民事信託の利用状況を統計データ等から確認する。 「②危険度を高める要因の特定」では、マネロン等を助長する民事信託特有の要因を整理し、マネロン等の悪用手口の分析を行う。 「③危険度の低減措置の評価」は、FATF等の国際機関が公表しているガイダンスを参照して評価観点を洗い出し、机上調査・聴き取り調査のうち適切な調査手法を用いて確認を行う。 「④残余リスクの評価」は、「①民事信託を取り巻く現状の確認」、「②危険度を高める要因の特定」、「③危険度の低減措置の評価」の結果から民事信託の残余リスクの評価を行う。 	3. 民事信託のリスク評価
外国信託	
調査方針および調査内容	本報告書の該当箇所
<ul style="list-style-type: none"> リスク評価は、「①危険度を高める要因の特定、②危険度の低減措置の評価、③残余リスクの評価」の3ステップで行う。 リスク評価を行う前提としてまず、本邦としてリスク評価の対象とすべき外国信託の範囲・定義の検討を行う。 	4. 外国信託のリスク評価

1.4.2. 聴き取り調査を行った先

1. 金融庁
2. 一般社団法人 信託協会
3. 信託銀行3社
4. 一般社団法人 家族信託普及協会
5. 有識者・学識経験者（文中は敬称略、50音順）
 金森 健一 先生（駿河台大学、金森民事信託法律事務所）
 酒井 ひとみ 先生（シティニューワ法律事務所）
 渋谷 陽一郎 先生（光が丘法務司法書士事務所）
 八谷 博喜 先生（中央大学 研究開発機構、三井住友信託銀行株式会社）
 宮本 敏行 先生（司法書士法人芝トラスト）

この他、井上 聡 先生（長島・大野・常松法律事務所）、伊庭 潔 先生（下北沢法律事務所）、後藤 出 先生（シティニューワ法律事務所）にアドバイス・ご協力いただいた。

2. 信託会社等が取り扱う信託に関する調査

2.1. 法令上の措置

我が国のマネロン等対策において、信託会社等が取り扱う信託に係る主たる法令は、犯罪収益移転防止法、信託法、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（含む、政省令・府令、施行規則）である。各法令は、2023年1月以降、様々な法令等の改正が行われているが⁶、中でも特に、令和4年資金決済法等改正⁷に伴う信託業法施行規則（2023年6月1日施行）の改正⁸がマネロン等リスクの観点から一定の意義があると考えられる。また、聴き取り調査において、海外オフショア市場や複数の諸外国の信託にも用いられているノミニー制度（プライバシー保護を目的として第三者名義での登記を可能とする制度）が存在しない日本においては、信託の固有リスクが異なる（日本の方が低い）ということも考えられるのではないかと、との意見もあった。

令和4年資金決済法等改正により、信託会社・信託銀行ともに電子決済手段の信託の受託が可能となった。それを受けて、信託業法施行規則に、適正な信託業務遂行に支障を及ぼす可能性のある外国電子決済手段⁹を取り扱わないための措置に関する規定（第40条第10項）が新設された。そのうち2号に、適正な信託業務遂行に支障を及ぼす可能性のある外国電子決済手段の一つとして、捜査当局等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがある場合に、当該外国電子決済手段を発行する者において当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置が講ぜられていないものが規定された。本規定は、信託会社・信託銀行に対し、外国電子決済手段を発行する者が犯罪行為に利用された外国電子決済手段に対して取引停止等の措置を講じていない場合、当該外国電子決済手段を取り扱わないために必要な措置をとることを義務付けるものである。「犯罪行為」にマネロン罪（組織的犯罪処罰法違反、または組織的犯罪処罰法に相当する外国の法令への違反）が含まれるかについては、以下の整理が考えられる。

⁶ 各法令のアップデートの概要は、本報告書の「Appendix 1. 法令、ガイドライン等のアップデート概要」を参照のこと。

⁷ 安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律

⁸ 金融庁「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」

https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20221226_3/20221226_3.html 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹ ここで、「外国電子決済手段」とは、外国において発行される資金決済法等に相当する外国の法令に基づく電子決済手段をいう（実務対応報告第45号第4項（4）及びBC7項）。すなわち、外国において発行される法、兼営法、農業協同組合法、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、労働金庫法、銀行法、農林中央金庫法、株式会社商工組合中央金庫法または資金決済に関する法律に相当する外国の法令に基づく電子決済手段のことである。（出典）企業会計基準委員会実務対応報告第45号「資金決済法における特定の電子決済手段の会計処理及び開示に関する当面の取扱い」2023年11月17日 https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/denshikessai20231117_02.pdf

- 「犯罪行為」は、我が国において、一般的には、制裁として刑（刑罰）が科されるべき違反行為を指すと考えられる。マネロン罪が組織的犯罪処罰法第10条の犯罪収益等隠匿罪を指す場合、犯罪収益等隠匿罪に該当する行為をした者は10年以下の懲役もしくは500万円以下の罰金（または併科）の刑罰が科せられるため、こうした行為は「犯罪行為」に含まれると考えられる。
- そして、「犯罪行為」には、外国の法令に違反し、罪となる行為も含まれると考えられる。

信託会社・信託銀行は、令和4年資金決済法等改正によって外国電子決済手段の信託の受託が可能となり、直面するマネロン等リスクが変化したものの、信託業法施行規則の本改正によりマネロン等リスクの低減措置が図られていると整理することができる。

2.2. 所管行政庁の措置

2.2.1 監督上の措置（ガイドライン、アウトリーチ等）

信託会社等が取り扱う信託の所管行政庁は金融庁であり、金融庁は信託会社等が適正なマネロン等対策を講じられるよう、①ガイドラインとなる文書の提供、②研修・勉強会等の開催（アウトリーチ）を行っている。

①ガイドラインとなる文書の提供について、金融庁が信託会社・信託銀行に提供しているガイドライン等文書には、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問（FAQ）」、「信託会社等に関する総合的な監督指針」がある¹⁰。そのうち、令和4年資金決済法等改正に伴い2023年6月1日に適用された「信託会社等に関する総合的な監督指針」¹¹は、電子決済手段の信託を受託する際のマネロン等リスクへの対応として、信託業法施行規則第40条第10項第2号の措置を講ずるにあたっての留意点に関する項目を新設している。

具体的には、電子決済手段の取扱い開始時、または定期的なタイミングで当該電子決済手段を取扱うことにより生じ得るリスクの評価を行ったうえで取扱いの可否を審査すること、マネロン等リスクが高い電子決済手段に対しては取扱いの適否を慎重に判断すること、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に沿った対応が行われていること等を留意事項として挙げている。

¹⁰ 各文書のアップデートの概要は、本報告書の「Appendix 1. 法令、ガイドライン等のアップデート概要」を参照のこと。

¹¹ 金融庁 「信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表」 信託会社等に関する総合的な監督指針：3 運用型信託会社、3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項、3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項、(5) 電子決済手段に関する留意事項、② テロ資金供与及びマネー・ローンダリングへの対応
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/50.pdf> 最終閲覧日：2024年11月27日

②研修・勉強会等の開催（アウトリーチ）について、金融庁は、必要に応じた頻度で意見交換会を実施しており、一般社団法人 信託協会に対しマネロン等対策等、金融犯罪対策への取組み強化を要請している。

【要請した内容（例）】

一般社団法人 信託協会との意見交換会の場において、以下の要請を実施。

- 2024年3月末までにマネロンガイドラインへの対応完了することを要請（2024年1月17日）
- マネロン等対策の観点から信託取引の透明性を確保するため、受託者としての地位の開示について取引目的を適切に特定事業者の開示することを要請（2024年4月17日）
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に則り、2024年3月までに整備した管理態勢をスタート地点と捉え、管理態勢の有効性を高める取組みを継続的に行うことを要請（2024年7月17日）
- 金融犯罪対策について、主体的かつ積極的な取組みを要請（2024年10月17日）

（出典）金融庁への聴き取り調査結果、および、金融庁HP「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」(<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html> 最終閲覧日：2025年3月18日)より、KPMG ジャパン作成

以上、金融庁は、①ガイドラインとなる文書の提供、②研修・勉強会等の開催（アウトリーチ）を通して、信託会社等が有効なマネロン等対策を推進するための指針となる情報を提供し、信託会社等が取り扱う信託のリスク低減に関する要請を行っている。意見交換会での要請は、金融庁幹部（局長）から各社の経営陣に対して、直接面談の場（「業界団体との意見交換」）でなされるものであり、かつ、金融庁のホームページ¹²にて公表されており、監督当局からの相応の影響力のあるメッセージとみなされている。

2.2.2 金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ

金融分野における情報通信技術の活用は近年、ますます広がりを見せている。このような経済・社会の変化を踏まえ、近年金融庁においては、資金移動業規制の柔構造化といった対応を行ってきており、暗号資産や電子決済手段（ステーブルコイン）についても、利用者保護やマネロン等の対策を徹底しつつ、健全なイノベーションを促す観点から、暗号資産交換業の規制強化、電子決済手段等取引業の創設といった対応が行われてきた。こうした中、送金・決済サービスのほか、与信を含む幅広い分野において、従前の金融規制がその対象として典型的に想定していた形態とは異なる様々なサービスが提供・利用される

¹² 金融庁「業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点」
<https://www.fsa.go.jp/common/ronten/index.html> 最終閲覧日：2025年2月28日

ようになってきている。これらの状況を踏まえ、2024年8月26日の金融審議会総会において、金融規制が課されているサービス提供者との衡平の確保や、遺漏のない利用者保護といった要請に加え、ビジネスの実態や金融以外の規制の適用関係も十分に踏まえつつ、こうしたサービスの健全な発展を促すための対応を検討していく必要があるとして、金融担当大臣より、「送金・決済・与信サービスの利用者・利用形態の広がりや、新たな金融サービスの登場を踏まえ、利用者保護等に配慮しつつ、適切な規制のあり方について検討を行うこと」との諮問が行われた。この諮問を受けて、金融審議会に「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」が設置され、同年9月から計7回にわたり、以下の論点について審議を行い、報告書（金融審議会「資金決済制度等に関するワーキング・グループ」報告書¹³）にまとめ、2025年1月22日に公表している。

- 資金移動業者の破綻時における利用者資金の返還方法の多様化、クロスボーダー収納代行への規制のあり方等の送金・決済サービスに関する論点
- 暗号資産交換業者等の破綻時等における資産の国外流出防止等、暗号資産・電子決済手段に関する論点
- 立替サービスに関する貸金業規制の適用等、その他の論点

これらの送金・決済サービスに関する論点においては、特定信託受益権（3号電子決済手段）¹⁴に関するマネロン等対策における透明性向上の措置の適用についても議論されている。そもそもマネロン等対策に係る国際的な協調の一環として、2022年の犯罪収益移転防止法改正において、電子決済手段等取引業者に対して、電子決済手段の移転時に送付人および受取人の情報を取得し、受取人が利用する電子決済手段等取引業者に通知することを求める義務（トラベルルール）が新設された。この法改正当時、電子決済手段のうち特定信託受益権に関しては、受益証券発行信託の信託受益権として発行され、その譲渡の際には受益権原簿の書換えが行われることが想定されていたため、発行者たる信託会社等は受益権原簿を参照することで、常に受益者、すなわち電子決済手段の保有者の氏名や住所等の情報を把握することができ、取引経路についても追跡できることから、特定信託受益権の移転はトラベルルールの適用から除外されていた。しかし、犯収法の改正後、受益証券発行信託の仕組みによらない特定信託受益権の発行を検討する動きがみられており、この場合、受益者の情報を把握できる受益権原簿が存在しないことから、信託会社等が特定信託受益権の送付人および受取人の情報を把握することができない。このように、受益証券発行信託によらず、受益権原簿により電子決済手段の保有者の情報を把握できない特定信託受益権の移転については、マネロン等に悪用されるリスクが高いと考えられるため、こうしたリスクに対するリスク低減措置を講じる必要がある。そのため、金融審議会資金決済WGの報告書においては、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際

¹³ 金融庁「金融審議会 資金決済制度等に関するワーキング・グループ報告」

https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250122/1.pdf 最終閲覧日：2025年2月12日

¹⁴ 資金決済法2条5項3号は、特定信託受益権を電子決済手段の一類型としている（3号電子決済手段）。特定信託受益権とは、金銭信託の受益権（電子情報処理組織を用いて移転することができる財産的価値（電子機器その他の物に電子的方法により記録されるものに限る。）に表示される場合に限る。）であって、受託者が信託契約により受け入れた金銭の全額を預貯金により管理するものであることその他内閣府令で定める要件を満たすものをいう（法2条9項）。

には、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人および受取人の情報を把握させることとし、当局が適切に監督を行っていくべきと考えられるとされた。これにより、今後、特定信託受益権（3号電子決済手段）のマネロン等対策上の透明性の向上が期待される。

2.3. 業界団体及び事業者の措置

2.3.1. 業界団体の措置

業界団体である一般社団法人信託協会（以下、信託協会）は、加盟会社に対して、マネロン等対策に関する研修¹⁵や勉強会¹⁶、マネロン等対策に係る情報共有を実施している。本項では、「業界団体の措置」に関して、2023年1月以降に行われた①研修・勉強会等の実施状況、②マネロン等対策に係る情報共有の状況、③その他取組みの状況について聴き取り調査を行った。

① 研修・勉強会等の実施状況

2023年1月以降、研修・勉強会は行われていないとのことであった。しかし一方で、関係省庁との意見交換会等の開催を検討するための検討部会を信託協会内に設置したり、信託業務・業界の特性を踏まえ、業界全体に対して情報提供や周知等を行うことが有益な場合には研修の開催を検討する等、加盟会社が効果的なマネロン等対策を実施できるよう、業界団体として支援策を検討・実行する一定の体制があることが確認できた¹⁷。

【2023年1月以前に実施された勉強会・研修のテーマ（例）】

- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に関する研修
- 「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた指定金銭信託約款・参考例および取引制限規定の導入にあたっての留意点に関する研修
- 金融庁ガイドライン改正やFATF第4次対日審査結果等を踏まえ、加盟会社が対応すべき事項に関する研修

（出典）信託協会への聴き取り調査結果より、KPMG ジャパン作成

② マネロン等対策に係る情報提供の状況

2023年1月以降、信託協会は会員各社に対して、金融庁等各府省庁からの周知依頼文書に関する情報、マネロン関係会合の様式や各府省庁からの情報の提供を行っている（具体的にどのような情報が提供されたかは後述のとおり）。また、前述の検討部会は、関係省

¹⁵ 事業者がAML/CFT上の義務履行のために必要な知識・スキルを学習することを目的とした、講義形式の説明会。

¹⁶ マネロン等リスクに関する特定テーマ（リスク低減策、有効性検証等）について、複数人・複数事業者でディスカッションを行い、当該テーマに対する理解を深めることを目的とする会。

¹⁷ 信託協会等への聴き取り調査による。

庁・他団体等の動向・情報還元も所管している。

【信託協会から加盟会社に対して共有された情報（例）】

- 犯収法施行令等の改正に係る情報
- マネロンガイドラインの FAQ の改訂に係る情報
- 取引開始等の際の受託者の地位の開示時における対応内容
- 犯収法上の本人確認方法の見直しに係る情報
- 「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」策定に係る情報
- FATF のパブリックコンサルテーション開始等の情報
- FATF 対日相互審査フォローアップ報告書（第 3 回）の公表に係る情報

（出典）信託協会への聴き取り調査結果より、KPMG ジャパン作成

③ その他取組みの状況

2024 年 1 月、信託協会は、信託会社を対象に 2024 年 3 月末期限のマネロン等対策の態勢整備に関する支障の有無を照会した。

以上、研修・勉強会等の実施を検討するための検討部会の設置、加盟会社への適時の情報共有等を通じて、加盟会社が実効性のあるマネロン等対策を実行できるよう支援を行い、信託会社等が取り扱う信託のリスク低減に一定程度寄与していると考えられる。

2.3.2. 事業者の措置

信託会社等におけるマネロン等リスク低減措置の実効性は、各社が自社のリスクに見合ったマネロン等対策を設計・運営しているかに左右される。信託会社等が取り扱う信託の危険度の特性等を勘案すると、マネロン等対策の各要素のうち、例えば「表 1 評価項目例」の「評価項目」に列挙した項目における実施体制が危険度を低減させる度合に関係すると考えられるため、信託会社等における措置（統制）の実効性を評価する際は、「表 1 評価項目例」の各要素に沿って各事業者の取組みを確認することが方法の一つとして考えられる。

表 1 評価項目例

評価項目		評価観点例
経営的要素	リーダーシップとガバナンス(3つの防衛線)	<ul style="list-style-type: none"> 経営陣が自社のリスクを適切に理解し、態勢整備・高度化へ主導的に関与して、組織横断でリソースの配分等を行っている。また、マネロン等リスクを優先対応すべき課題と認識し、リスクカルチャーの醸成を推進している。 組織的なリスクマネジメントのため3つの防衛線を設定し、各部門の役割・責任を明確化している。
	方針・手続き	<ul style="list-style-type: none"> 危険度の低減措置とその定期的な検証について明確に文書化されている。主体・頻度・手順等が網羅されている。
固有要素	デュー・デリジェンス	<ul style="list-style-type: none"> 自社の顧客に係る情報を収集・調査し、講ずべき低減措置を判断する。信託会社等が取り扱う信託は委託者、受益者、受益者代理人等、信託の実質的支配者が複数存在することから、これらの者の情報を確認する必要がある。 信託財産の運用にあたり他のサービス事業者が関与する場合、当該事業者に関する情報を取得し、必要に応じて低減措置を実施する。
基盤的要素	リスク評価	<ul style="list-style-type: none"> 自社が提供する商品・サービスや取引形態、取引に係る国・地域、顧客属性等を勘案し、自社の直面するマネロン等リスクを特定しており、適切な低減措置が実施される基盤となっている。
	研修	<ul style="list-style-type: none"> 職員が、マネロン等対策の全容や自社の直面するリスクを理解し、3つの防衛線それぞれで適切な対応を実施できるよう、必要な研修とフォローアップを行っている。 特に、第1線を担う職員がリスクオーナーとしてリスク感度を高く持ち、「気づき」の力を向上させるような内容の研修を行っている。
	データガバナンス	<ul style="list-style-type: none"> リスク評価や低減措置の実効性の検証、確認記録・取引記録の確認の際に必要な情報が、データとして保持・管理されており、適時に参照可能である。
監視的要素	有効性の検証	<ul style="list-style-type: none"> 現在採用されている低減措置を、網羅性・堅確性・適切性等の観点から評価し、品質改善のための検証を行っている。

(出典) KPMG ジャパン作成

具体的には、各評価項目に関してアンケート調査等で各事業者から情報収集し、表中「評価観点例」の観点から分析・評価を行うことが考えられる。「固有要素」が信託会社等が取り扱う信託に係るリスク低減措置の中核を担うが、「基盤的要素」のリスク評価の内容に各社の直面するリスクの特性が適切に反映されているか、また、リスク評価は定期的に検証され、網羅性・堅確性・適切性等が担保されているか、これらの要素が方針等として明文化され、適切な部署が必要十分な権限・リソースを持ち「固有要素」の措置を講じているか等、態勢面の堅牢性といった「経営的要素」も統制の強度を左右する。したがって、事業者の措置の評価にあたっては、「固有要素」に挙げられた具体的な低減措置の内容だけでなく、各社のAML/CFTコンプライアンス・プログラムのフレームワークそれ自体（「経営的要素」、「基盤的要素」、「監視的要素」）がリスク低減に十分資するものかという、包括的な観点から考慮する必要がある。

3. 民事信託のリスク評価

3.1. リスク評価の方法

民事信託のマネロン等リスクの評価は、「①民事信託を取り巻く現状の確認、②危険度を高める要因の特定、③危険度の低減措置の評価、④残余リスクの評価」の4ステップで行う。

「①民事信託を取り巻く現状の確認」（本報告書「3.2. 現状」）では、民事信託の一般的な利用目的・方法や、民事信託に係る公正証書作成件数等のデータを概観し、本邦における民事信託の利用状況を確認する。

「②危険度を高める要因の特定」（本報告書「3.3. 危険度を高める要因」）では、マネロン等を助長する民事信託特有の要因（危険度を高める要因）を整理し、どのような悪用手口が想定されるかという観点から分析を行う。

「③危険度の低減措置の評価」（本報告書「3.4. 危険度の低減措置」）では、危険度を高める要因ごとに何が低減措置となり得るか整理したうえで、当該措置に関する本邦の法規制・実務の実態等を調査し、統制がどの程度危険度を低減し得るかという観点から評価を行う。

「④残余リスクの評価」（本報告書「3.5. 残余リスクの評価」）は、「①民事信託を取り巻く現状の確認」、「②危険度を高める要因の特定」、「③危険度の低減措置の評価」の結果から民事信託の残余リスクの評価を行う。

なお、「②危険度を高める要因の特定」、「③危険度の低減措置の評価」は、信託銀行や業界団体、有識者（弁護士、司法書士等）への聴き取り調査を通じて、また関係当局と認識のすり合わせを行いながら実施した。民事信託の危険度を高める要因は、今後の法令や経済状況等の変化によって変容し得るものであることに留意する必要があると考えられる。

3.2. 現状

民事信託は、営利目的かつ反復継続して信託の引き受けを行わない者が受託者となる信託を指す。民事信託は一般的に、委託者が自身の判断能力が低下した場合に備えて金銭等の財産の管理・処分を受託者に委ねる等の目的から、家族（親族）間で信託契約¹⁸により設定されている。

¹⁸ 信託法第3条では、信託の設定方法について、信託契約のほか遺言による信託、自己信託を規定している。

民事信託の利用状況として、民事信託に係る公正証書作成件数の2018年から2023年までの推移を示したものが以下表である。件数は2020年を除き一貫して増加傾向にあり、うち信託契約に係る公正証書が最も多く作成されている。

表 2 民事信託に係る公正証書作成件数の推移

年	2018	2019	2020	2021	2022	2023
民事信託	2,223	2,974	2,924	3,200	3,960	4,434
内容						
信託契約	2,088	2,840	2,768	3,038	3,753	4,179
遺言信託	83	76	65	87	94	150
自己信託	52	58	91	75	113	105

(出典) 信託法学会(2024)「信託法研究」48号 p.40 より、KPMG ジャパン作成

民事信託に組み入れられる信託財産の種類としては、金銭が最も多く、次いで不動産(居住用不動産、収益用不動産)の割合が高くなっている。

表 3 民事信託に組み入れられる信託財産の種類

種類	割合
金銭	90%
居住用不動産	43%
収益用不動産	48%
上場株式	2%
非上場株式	20%

(出典) 信託法学会(2024)「信託法研究」48号 p.43 より、KPMG ジャパン作成

3.3. 危険度を高める要因

民事信託は、「信託業法の適用を受けない信託である」、「受託者が犯収法上の特定事業者ではない」等の要因により、信託会社等が取り扱う信託よりもマネロン等に濫用される可能性が高くなると考えられる。これらの基本的要因に起因して、例えば以下の個別的要因が民事信託の危険度を高める可能性がある。ただし、これらの要因については、今後経済・社会状況の変化等によって変わり得る可能性もあることに留意すべきであろう。

① 信託の当事者以外に、当該信託の設定・内容を隠匿できること

信託法上、私文書の信託契約書や遺言書での信託設定が認められているため、信託当事者以外に当該信託の設定・内容を隠匿しながら信託を運用することができる。また、脱法的な民事信託を設定したり、架空の民事信託を作り上げて、あたかも当該信託のためと偽装して取引を行ったりすることも可能と考えられる。

② 信託財産の所有権を情を知らない受託者に移転できること

民事信託設定後、信託財産の所有権は受託者に移転する。民事信託は信託会社等が取り扱う信託と異なり、受託者が受託にあたって、特定事業者としての取引時確認や信託会社

として通常行う信託財産の内容確認等を行わないことから、委託者が当該信託財産が犯罪収益に由来するものとは知らない者を受託者として信託譲渡することで、財産の没収・保全を回避しながら安全に財産を管理することも可能と考えられる。

③ 受託できる信託財産の種類に制限がないこと

信託会社等が取り扱う信託は一定額以上の金銭その他特定の種類の財産を信託財産とするものが多いのに対し、民事信託は信託財産とする財産の種類に制限がない。すなわち、様々な形態の犯罪収益等を隠匿・保管するのに都合がよく、前提犯罪から発生した犯罪収益やマネロンのレイヤリング段階にある犯罪収益等を民事信託というベークルに集め、安全に管理することも可能と考えられる。

④ 信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートを柔軟に設定できること

信託法上、信託財産や信託財産から生じる利益を、いつ、誰に移転するかを直接的に決定、もしくは間接的に左右し、当該民事信託を実質的に支配し得る信託当事者を複数設定することが可能である¹⁹。信託会社等が取り扱う信託より民事信託の方が自由度高く信託当事者を設定することが可能であり、民事信託においては、犯罪収益の移転を図ろうとする者がかかる信託の当事者となって、信託財産や信託財産から生じる利益の移転をコントロールすることが可能と考えられる。例えば、「前提犯罪に関与していない第三者を委託者、受託者および受益者、前提犯罪に関与した者を信託監督人および帰属権利者とし、信託監督人に信託を終了する権限を持たせる民事信託を設定したうえで、信託監督人と帰属権利者とで共謀し、信託監督人が信託の終了権を行使して任意のタイミングで帰属権利者に財産を移転させる」といったケースが考えられる。

また、信託法上、受益者の追加・変更²⁰および信託受益権の譲渡が認められているため、誰に利益を帰属させるかを信託設定後に変更することが可能である。かかる受益者の追加・変更および信託受益権の譲渡には、信託当事者の設定同様、信託会社等が取り扱う信託より民事信託の方が自由度が高く、信託の当事者は信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートを柔軟に設定し、犯罪収益の所在をわかりにくくさせることが可能になると考えられる。

⑤ 信託財産を様々な方法で管理・運用できること

信託会社等が取り扱う信託の場合、提供される信託商品ごとに信託財産の管理・運用方法が定められているが、信託契約により設定される民事信託の場合、委託者は受託者との合意により、脱法的な性質を有していない限り自由に信託目的および信託財産の管理・運用方法を定め、また変更することが可能と考えられる。信託目的を達成するために必要であれば、信託財産の管理・運用として、金銭を金融商品、不動産その他財産の購入に充てることが可能である。したがって信託当事者は、信託目的の実現を名目に、信託財産の性

¹⁹ 詳細は、「「FATF 勧告 25 (法的取極) に関する調査」最終報告書」
(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20240326.pdf 最終閲覧日：2024年12月3日)
pp. 40-42 「4. 4. 1. 実質的支配者に該当すると考えられる信託の関係者」参照のこと。

²⁰ 信託法 第89条 第1号 受益者を指定し、又はこれを変更する権利（以下この条において「受益者指定権等」という。）を有する者の定めのある信託においては、受益者指定権等は、受託者に対する意思表示によって行使する。

状を柔軟に変えることにより、犯罪収益の所在をわかりにくくすることが可能と考えられる。

さらに、信託財産を追加できる旨を信託契約に定めておけば、信託設定後に犯罪収益等が発生した際マネロン等のための手段を新たに用意する必要なく、当該収益を民事信託の信託財産として保管することが可能と考えられる。

⑥ 受託者の裁量で信託財産や信託財産から生じる利益を移転するタイミングを設定できること

民事信託においては、信託の設定時、将来受益者にどの程度の経済的支援が必要となるのか等が不透明である場合、受益者に対する給付内容をあらかじめ決定すると受益者の利益を損なう可能性があることから、受託者が受益者に対する給付の時期やその内容を都度柔軟に決定する裁量権を有する裁量的信託という形態の信託が設定されることがある。犯罪収益等の移転を画策する受託者が受益者と共謀し、裁量的信託を設定した場合、受託者は任意のタイミングで財産の移転をすることが可能になると考えられる。

3.4. 危険度の低減措置

「3.3. 危険度を高める要因」で挙げた6つの要因ごとに、何が危険度の低減措置として考えられるか、観点の整理を行ったうえで、各観点に関して法令等の内容および関与する事業者の実態等を調査し、統制策としての強度の評価を行った。具体的な調査観点と調査内容は、それぞれ以下表「危険度の低減措置（仮説）」、「調査事項」に記載のとおりである。

表 4 危険度を高める要因および危険度の低減措置（仮説）、調査事項

危険度を高める要因	危険度の低減措置（仮説）	調査事項
① 信託の当事者以外に、当該信託の設定・内容を隠匿できること	(1) いかなる信託であっても、当局が当該信託の情報を取得できる。	(1) 当局が民事信託の情報を取得するルートには何があるか、どのような信託であれば情報取得が可能かを調査する。 【本報告書該当箇所】 ▶ 3.4.1. 当局による信託の設定・内容に関する情報へのアクセス方法
② 信託財産の所有権を情を知らない受託者に移転できること	(1) 信託設定時、委託者がマネロン等を企図していないことを第三者が確認している。	(1) 信託設定時、どの第三者が、どのような方法で委託者がマネロン等を企図していないことを確認しているか、第三者に該当する者を洗い出したうえで、当該第三者における CDD の措置を調査する。 【本報告書該当箇所】 ▶ 3.4.2. 信託設定時の本人確認、および CDD (Customer Due Diligence、顧客管理措置)
③ 受託できる信託財産の種類に制限がないこと	要因② (1) と同じ。	要因② (1) と同じ。

<p>④ 信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートを柔軟に設定できること</p>	<p>(1) 信託設定時、マネロン等を企図する者が、信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートをコントロールできる立場に就任していないことを第三者が確認している。</p> <p>(2) 信託設定後、マネロン等を企図する者が受益者等として当該民事信託に関与しないよう、第三者が確認している。</p>	<p>(1) 信託設定時、どの第三者が、どのような方法で、マネロン等を企図する者が信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートをコントロールできる立場に就任していないことを確認しているか、第三者に該当する者を洗い出したうえで、当該第三者におけるCDDの措置を調査する。</p> <p>【本報告書該当箇所】</p> <p>➤ 3.4.2. 信託設定時の本人確認、およびCDD (Customer Due Diligence、顧客管理措置)</p> <p>(2) 信託設定後、どの第三者が、どのような方法で信託当事者がマネロン等を企図していないことを確認しているか、第三者に該当する者を洗い出したうえで、当該第三者におけるCDDの措置を調査する。</p> <p>【本報告書該当箇所】</p> <p>➤ 3.4.3. 信託設定後の本人確認、およびCDD (Customer Due Diligence、顧客管理措置)</p>
<p>⑤ 信託財産を様々な方法で管理・運用できること</p>	<p>(1) 信託設定時、委託者や、信託財産から利益を受けるその他の当事者がマネロン等を企図していないことを第三者が確認している。</p> <p>(2) 民事信託のために行われる取引（金融取引を含む）のうち、マネロン等の疑いがあるものが検知され、適切な対応がとられている。</p>	<p>(1) 要因② (1)、要因④ (1)と同じ。</p> <p>(2) 信託口座を介して行われる取引について、マネロン等の疑いがあるものが検知されているかを調査する。</p> <p>【本報告書該当箇所】</p> <p>➤ 3.4.4. 民事信託信託口座に係る取引のモニタリング</p>

⑥ 受託者の裁量で信託財産や信託財産から生じる利益を移転するタイミングを設定できること	要因⑤ (1)、(2)と同じ。	要因⑤ (1)、(2)と同じ。
---	-----------------	-----------------

(出典) KPMG ジャパン作成

3.4.1. 当局による信託の設定・内容に関する情報へのアクセス方法

民事信託は一般的に、信託契約により設定され、信託契約の有効性に係る争議を回避する目的で信託契約書は公正証書にされることが多い。その場合、公証人が第三者として関与することになる。さらに信託契約書の作成に士業者が関与すれば士業者が、金銭を管理する目的で信託口座を開設すれば金融機関が関与することになる。信託財産が不動産であれば、信託登記を行うために司法書士や申請先である法務局が第三者の立場から当該信託の設定・内容を確認することになる。こうしたケースにおいては、捜査当局は刑事訴訟法第197条²¹および第218条²²、国家公安委員会は犯罪収益移転防止法第3条第4項²³を根拠に同法上の特定事業者である金融機関や司法書士等を経由して信託の設定・内容に関する情報を取得することが可能である。

一方、信託契約書が私文書であり、作成に士業者が関与しない、かつ信託財産に不動産がなく金銭を信託口座で管理しないケース（すなわち金融機関等の特定事業者が関与しないケース）もありうる。このようなケースは、前述の法令に基づき公証人・士業者・金融機関・法務局経由で捜査当局が情報取得することは難しいと考えられるが、一部のケース²⁴を除く信託はすべて、相続税法・所得税法に基づき法定調書（信託に関する受益者別（委託者別）調書、信託の計算書）の提出が義務付けられていることから、捜査当局は捜査令状に基づき、税務当局を経由して法定調書から情報取得することも考えられる²⁵。

3.4.2. 信託設定時の本人確認、およびCDD（Customer Due Diligence、顧客管理措置）

信託設定時に本人確認およびCDDを行う主体には、信託口座の受け入れ等で関与する金融機関、信託契約書の作成・スキームの設計等で関与する非金融特定事業者および職業

²¹ **第百九十七条** 捜査については、その目的を達するため必要な取調をすることができる。但し、強制の処分は、この法律に特別の定のある場合でなければ、これをすることができない。

②捜査については、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。（後略）

²² **第二百十八条** 検察官、検察事務官又は司法警察職員は、犯罪の捜査をするについて必要があるときは、裁判官の発する令状により、差押え、記録命令付差押え、搜索又は検証をすることができる。この場合において、身体検査は、身体検査令状によらなければならない。（後略）

²³ **（国家公安委員会の責務等）第三条 4** 国家公安委員会は、第二項の規定による情報の集約、整理及び分析並びに前項の規定による調査及び分析を行うため必要があると認めるときは、関係行政機関、特定事業者その他の関係者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

²⁴ ただし、以下のケースに該当する場合提出が免除される。

- 信託に関する受益者別（委託者別）調書：信託財産の相続税評価額が50万円以下である、委託者と受益者等が同一である等（相続税法施行規則第30条第7項）
- 信託の計算書：信託の収益の合計額が3万円以下（計算期間が1年未満の場合1万5000円）である（所得税法施行規則第96条第2項）

²⁵ マネーロンダラーは、当該民事信託がマネロン等の目的から設定されたものではないと外形的に装うために法定調書を提出していることも考えられる。

専門家（DNFBPs）である、弁護士、司法書士、行政書士等の特定事業者が挙げられる。金融機関・DNFBPs が第三者の立場から CDD を通じて当該民事信託・民事信託の関係者のマネロン等リスクの有無や内容を把握し、継続的な顧客管理措置を通じて、適切なリスク低減策を講じることで、民事信託がマネロン等に濫用されることをある程度抑止できると考えられる。

CDD を実施するタイミングは、①民事信託を設定する際（信託口座の開設、信託契約書作成やスキームの設計等）、②既に設定された信託の運営等のフォローを行う際の二つに分けられると考えられる。うち、本項では、①について金融機関・DNFBPs が実施している措置を概観する。

また、民事信託は、金融機関・DNFBPs といった特定事業者以外の者が設定に関与するケースがあるため、その場合に行われる CDD の実務も確認する。

3.4.2.1 金融機関

金融機関は、犯罪収益移転防止法および「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」に従い、信託設定時、主に信託口座の受け入れにあたって CDD を実施する。また、金融庁は「犯罪収益移転防止法に関する留意事項（金融機関等における口座開設・取引目的の開示）」を公表しており²⁶、これにより信託口座を開設する際には、口座開設目的として「信託の受託者としての取引」が明記され、金融機関により受託者等の地位開示がより明示的に実施されることとなっている。各金融機関では基本的に、「信託の受託者としての取引」である旨を当該民事信託の受託者から申告を受け、受託者や委託者、必要に応じてその他の信託の関係者に対して犯罪収益移転防止法等に則り CDD を実施している。士業者が信託契約書の作成に関与し、公正証書としていることを信託口座の開設の条件としている金融機関も多く、その場合金融機関・士業者・公証人により本人確認が行われることになるため、一連の事務を通じてマネロン等リスクのある民事信託がある程度排除されていると考えられる。有識者へ聴き取り調査を行ったところ、上記に加え、信託のスキームが委託者にとって不必要に複雑でないか等の観点からも確認を行い、顧客管理を行っているとのことであった。

3.4.2.2. DNFBPs

DNFBPs のうち、特に弁護士・司法書士²⁷といった士業者が信託の関係者と直接折衝するため、これら専門家の CDD の実務（対象者、方法等）を確認する必要がある。士業者は、犯罪収益移転防止法、各業界団体の規則およびガイドラインに従い、依頼者の CDD を行うこととされている。²⁸各業界団体の規則およびガイドラインは、弁護士の場合は日本弁護

²⁶ 金融庁「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」<https://www.fsa.go.jp/common/law/guide/hansyuhou.pdf>
最終閲覧日：2025年3月13日

²⁷ 司法書士が受任する民事信託は、不動産が信託財産であるものが一般的であるとの意見があった。

²⁸ ただし、特定事業者のうち弁護士は、犯罪収益移転防止法による取引時確認が義務付けられていない等、犯罪収益移転防止法の取引時確認を行う対象となる業務は、士業者により内容に差異がある。弁護士は、司法書士の例に準じて日本弁護士連合会の会則で定めるところによるが（犯罪収益移転防止法12条）、疑わしい取引の届出義務は課せられていない。

士連合会の「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程」²⁹、「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則」³⁰、「民事信託業務に関するガイドライン」³¹、司法書士の場合は日本司法書士会連合会および各地域の司法書士会の会則、「司法書士及び司法書士法人の業務のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」³²、「民事信託支援業務の執務ガイドライン」³³が該当する³⁴。各規則・ガイドラインの概要および、「FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査」にて聴き取り調査により確認した実務の実態、本調査業務で新しく聴き取り調査した結果を諸観点ごとに整理したものが「表 5 専門家の CDD の実務（信託設定時）」である。

表 5 専門家の CDD の実務（信託設定時）

観点	各規則・ガイドラインの概要および実務実態
CDD を行う対象者	<ul style="list-style-type: none"> 弁護士は、弁護士業務を行う際に依頼者と委任契約を締結しなければならない等の理由から、依頼者が誰かを適切に把握する必要があり、当該事件の法的効果・経済的効果が誰に及ぶかという観点から依頼者は誰か判断している。多くの場合委託者が依頼者に該当するため、実務上は委託者に対して CDD を行っている。コンフリクトチェック等の理由から、受託者・受益者の CDD を実施するケースもあるとの意見もいただいた。 司法書士は、会則上事務の依頼を行う自然人・法人が依頼者に該当し、その者の CDD を実施することとされている。司法書士は信託登記に関与することが多く、実務上登記申

²⁹ 日本弁護士連合会「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程」
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kaiki/kaiki_no_95r.pdf 最終閲覧日：2024年2月27日

³⁰ 日本弁護士連合会「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則」
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/jfba_info/rules/kisoku/kisoku_no_154_00.pdf 最終閲覧日：2024年2月27日

³¹ 日本弁護士連合会「民事信託業務に関するガイドライン」
https://www.nichibenren.or.jp/library/pdf/activity/civil/minji_shintaku_guide.pdf 最終閲覧日：2024年2月7日

³² 法務省・日本司法書士会連合会「司法書士及び司法書士法人の業務のマナー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00607.html 最終閲覧日：2024年2月27日
 本ガイドラインは、令和6年4月1日に施行されたもので、リスクベース・アプローチの枠組みを示し、リスク低減措置としての顧客管理のあり方を解説している。

³³ 日本司法書士会連合会「民事信託支援業務の執務ガイドライン」
https://www.shiho-shoshi.or.jp/other/topics/info_list/58854/?hilite=%27%E6%B0%91%E4%BA%8B%E4%BF%A1%E8%A8%97%E6%94%AF%E6%8F%B4%E6%A5%AD%E5%8B%99%E3%81%AE%E5%9F%B7%E5%8B%99%E3%82%AC%E3%82%A4%E3%83%89%E3%83%A9%E3%82%A4%E3%83%B3%27 最終閲覧日：2024年2月7日

³⁴ 犯罪収益移転防止法における特定業務について、司法書士の場合、特定業務とは、特定受任行為の代理等を意味する。特定受任行為の代理等とは、司法書士法第三条若しくは第二十九条に定める業務又はこれらに付随し、若しくは関連する業務のうち、顧客のためにする次に掲げる行為又は手続（政令で定めるものを除く。）についての代理又は代行である。

1. 宅地又は建物の売買に関する行為又は手続
2. 会社の設立又は合併に関する行為又は手続その他の政令で定める会社の組織、運営又は管理に関する行為又は手続（会社以外の法人、組合又は信託であって政令で定めるものに係るこれらに相当するものとして政令で定める行為又は手続を含む。）
3. 現金、預金、有価証券その他の財産の管理又は処分（前二号に該当するものを除く。）

例えば宅地建物売買に基づく所有権移転登記申請や株式会社設立登記申請の代理である。特定受任行為の代理等を行った場合には取引記録等の作成・保存義務が生じる。したがって、有識者からは、司法書士等が民事信託等の公正証書の作成に従事しただけでは、特定取引に当たらないので、犯罪収益移転防止法上の確認義務等が生じないとの指摘もあった。

	<p>請人となる委託者および受託者に対して CDD を行い、必要に応じて信託登記に公示されるその他の者に対しても実施しているとの意見をいただいた³⁵。</p>
CDD の方法	<ul style="list-style-type: none"> • 弁護士・司法書士ともに、犯罪収益移転防止法、業界団体の規則・会則に定められた方法で CDD を実施することとされている。 • 信託の関係者に法人が含まれるケースもありうるが、親族により設立された法人であることが多く、設立手続等の過程に関与して当該法人の実質的支配者（自然人）を確認することは可能であるとの意見もあった。
正確な本人特定事項を取得するための措置	<ul style="list-style-type: none"> • 実務上、住民票や戸籍謄本、在留カード等身分を証明できる公的な資料を徴求することで正確な情報を取得しているとの意見があった。
信託の当事者にマネロン等の意図がないかの確認	<ul style="list-style-type: none"> • 聴き取り調査の結果、以下の観点から確認を行っているとの意見をいただいた。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 依頼者が反社ではないか。 ➢ 依頼者の属性（年齢等）等を考慮し、民事信託を設定する理由、当該民事信託の内容に経済的合理性があるか。 ➢ 信託財産が依頼者の属性と照らして不相当でないか。当該財産を委託者が所有していることに合理性が認められるか。 ➢ 本人確認書類の提出を拒む等、依頼者が CDD に対し非協力的でないか。 ➢ 依頼者の態度・受け答えに不審な点はないか。 ➢ 依頼者から提案された信託のスキームが不必要に複雑でないか。 ➢ 希望する信託の内容が不合理でないか。 • 信託財産（追加信託含む）が前提犯罪に由来していないかを確認するために、当該資産の取得経緯まで遡行して調査を行うことは、受任契約等の観点から容易ではないとの意見があった。信託財産の違法性は士業者というよりも、例えば不動産の場合は宅地建物取引業者というように、当該資産の売買に関与する特定事業者がマネロン等対策を実施する過程で確認することが望ましいと考えられる³⁶³⁷。

³⁵ ただし、弁護士・司法書士ともに、CDD の対象となる範囲は、FATF 勧告 25 および解釈ノートにおける「実質的支配者」すべてを網羅していない可能性があるという意見もあった。

³⁶ 国土交通省「宅地建物取引業におけるマネー・ローンダリング及び及びテロ資金供与対策に関するガイドラインについて」

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk3_000001_00040.html 最終閲覧日：2024年2月6日

³⁷ 有識者に聴き取り調査を行ったところ、追加信託に関する金融機関の実務について以下の見解が得られた。

- 信託財産の追加は法的には新しい信託の設定と併合であるという考え方が通説であるため、一部の金融機関は信託契約の変更について、新たに公正証書にすることを求めている。
- 追加信託の条項が当初から存在する場合は、その条項にしたがって追加しているかを、契約の担い手である士業者の関与が必要になる。

マネロン等の疑いが払拭できない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> • CDD の過程で怪しさを感じた場合、追加調査を実施したり事件の受任を断ったり等、必要な措置を実施しているとの意見があった。
----------------------	---

(出典) 聴き取り調査結果より、KPMG ジャパン作成

3.4.2.3. その他

民事信託は、家族信託コーディネーターが関与するケースがある³⁸。家族信託コーディネーターは、一般社団法人 家族信託普及協会（以下、家族信託普及協会）が提供する民間資格で、依頼者と弁護士・司法書士等の専門家の橋渡しを行う。具体的には、依頼者の要望をヒアリングし、専門家のコーディネート等を行い、民事信託の設定に関与する。家族信託コーディネーターにおける CDD の実務を家族信託普及協会に聴き取り調査したところ、法令上定められた本人確認等は家族信託コーディネーターがコーディネートする事業者が実施するものの、家族信託コーディネーターが依頼を受任するかを検討する際には、「誰のための信託か（信託の目的が適切で大義があるか、家族全員の合意が取れているか）」、「信託設定後も継続して委託者や受益者を支える設計になっているか」といった観点から確認を行っていることが分かった。さらに家族信託普及協会は、違法・脱法行為を意図した依頼や、当該行為を援助する目的の依頼は受任しないことを、家族信託コーディネーターの行動指針として挙げている。

3.4.3. 信託設定後の本人確認、および CDD (Customer Due Diligence、顧客管理措置)

信託設定時と同様、金融機関・DNFBPs が信託設定後の本人確認および CDD を実施すると考えられる。本項目では、金融機関・DNFBPs における信託設定後の CDD の実務について聴き取り調査した結果を概観する。

3.4.3.1. 金融機関

信託口座開設後、受託者や受益者といった信託の当事者が変更された場合の CDD について信託銀行および有識者へ聴き取り調査を行ったところ、当事者からの届出・申告を受ける等して CDD を行っているとの回答が得られた。

³⁸ 家族信託普及協会によると、「家族信託」は「資産を持つ方が、特定の目的（例えば「自分の老後の生活・介護等に必要な資金の管理及び給付」等）に従って、その保有する不動産・預貯金等の資産を信頼できる家族に託し、その管理・処分を任せる仕組み」を指す（出典：<https://kazokushintaku.org/whats/> 最終閲覧日：2025年3月13日）。本報告書では、家族信託は民事信託（信託業法の適用を受けない者が受託者となる信託）に内包されるものとして扱う。

3.4.3.2. DNFBPs

受託者等、民事信託の当事者が変更された場合の対応について士業者に聴き取り調査を行ったところ、以下の回答が得られた。

表 6 専門家の CDD の実務（信託設定後）

観点	実務実態
受託者が変更された場合の CDD	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の有識者（弁護士）からは、受託者の変更に関する業務を受任した際、新受託者の CDD を行うという意見があった³⁹。 • 信託財産に不動産がある場合は、信託の清算時に帰属権利者に対して権利移転の登記および信託登記抹消を行う必要があり、そのタイミングで帰属権利者（および、受託者が帰属権利者を兼ねる場合は受託者（新受託者含む））に対して CDD を実施するとの意見があった。 • 一方、受託者の変更に関して、以下の意見があった。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 受託者が不在となると信託財産の管理に支障をきたすことから、通常信託契約作成時に受託者の変更に関する規定を十分に整えている。そのため、受託者の変更に関する業務の依頼は少ない可能性がある。 ➢ 仮に受託者の変更が行われるとしても、後継受託者は基本的に親族が就任する。 ➢ 民事信託では、受託者の役割を引き受けてくれる家族や第三者を見つけることが難しいために、そもそも受託者の変更自体あまり行われな可能性はある。
受益者や帰属権利者といった、信託財産から利益を受ける者が変更された場合の CDD	<ul style="list-style-type: none"> • 一部の有識者（弁護士）からは、新受益者や新帰属権利者が依頼者になる場合、CDD を実施しているとの回答が得られた⁴⁰。 • 前述のとおり、信託財産に不動産がある場合は、信託の清算時に帰属権利者の CDD が行われる。一方、受益者が変更された場合は、登記手続上新受益者に関する本人確認書面の提供は必須ではなく、受益者は登記申請人ではないことから、司法書士会の会則上、新受益者に対する CDD が義務付けられているかは不明確であるとの意見があった。 • 信託契約に後順位受益者や新帰属権利者が規定されている場合、これらの者と委託者との関係性は信託設定時に士業者により確認されているものと考えられ、その場合信託設定後に受益者・帰属権利者が変更されたとしても CDD は特段要しないのではないかという意見があった。

（出典）聴き取り調査結果より、KPMG ジャパン作成

³⁹ 一方、受託者から依頼があっても、資産管理行為等を受任することは通常想定されないため、CDD は業務上自発的に行う範囲にとどまるのではないかという意見もあった。

⁴⁰ ただし、受益者・帰属権利者の変更は、弁護士が依頼者から資産管理行為等を受任する場面には該当しないため、収法や日弁連会則に則った CDD は行わないことが通常であるのではないかという意見もあった。

3.4.4. 民事信託信託口座に係る取引のモニタリング

信託口座の取引モニタリングについて信託銀行へ聴き取り調査を行ったところ、金融庁「疑わしい取引の参考事例」等を参考に設定したシナリオにより、信託口座による取引に関してもモニタリングを行っているとの回答が得られた。

3.5. 残余リスクの評価

危険度を高める要因ごとに低減措置の実態と残余リスクを整理したものが以下表である。いずれの要因も、現状の法規制や金融機関・DNFBPsにおける措置によりある程度低減されていると考えられる。

特に、「3.2. 現状」で示したとおり、民事信託の信託財産は金銭であることが多く、金融機関に信託口座を開設する信託が民事信託全体の大半を占めると考えられることから、信託口座の開設までに関与する第三者（金融機関・DNFBPs・公証人）による措置が民事信託の危険度の低減に寄与していると考えられる。また、家族信託コーディネーターが関与する民事信託については、家族信託コーディネーターの行動指針などにより、一定の危険度の低減が図られていると考えられる。

以上から、民事信託の残余リスクが我が国の国民生活全体に与える影響は限定的であると考えられる。この結論については、FATF 第4次対日相互審査評価書（第7章 法人と法的取極）における「日本の「民事信託」は非常に小さいセクター（信託の数と信託が所有する財産の重要性の両方で）であるので、重要性に基づくリスクは最小限であると判断した当局の見方は、十分に根拠があると考えられる。」という評価と整合性が取れている⁴¹。

⁴¹ 財務省「FATF 第四次対日相互審査報告書（仮訳）」
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20221228.pdf 最終閲覧日：2025年3月25日

表 7 危険度を高める要因ごとの低減措置の実態と残余リスク

危険度を高める要因	危険度の低減措置		残余リスク	
	仮説	実態	評価	評価理由
① 信託の当事者以外に、当該信託の設定・内容を隠匿できること	(1) いかなる信託であっても、当局が当該信託の情報を取得できる。	(1) 当局（捜査当局・FIU）は、刑事訴訟法・犯収法を根拠に、必要に応じて、士業者・公証人・金融機関・法務局・法定調書を経由して信託の設定・内容に関する情報を取得することが考えられる。 ただし、「信託契約書や遺言書が私文書であり、かつ信託登記を行わない、法定調書の提出が免除されている民事信託」の存在を当局が把握することが困難な可能性は否定できない。しかし、マネロン等に濫用される民事信託は基本的には信託財産の規模が大きいと考えられ、大抵の場合は法定調書提出の対象になると推察される。	低	当局が実態を把握することが困難な民事信託は少ないと考えられ、本邦で設定される民事信託は、士業者・公証人・金融機関・法務局・法定調書のいずれかを経由して捕捉することができると考えられる。 以上より、本要因の危険度は、一定程度低減されていると考えられる。
② 信託財産の所有権を情を知らない受託者に移転できること	(1) 信託設定時、委託者がマネロン等を企図していないことを第三者が確認している。	(1) 金融機関は、信託口座の受け入れに際して、犯収法に則り委託者等当事者のCDDを行うこととされている。	低	委託者がマネロン等を企図していないことは、委託者へのヒアリング等により、金融機関、士業者、家族信託コーディネーターにより確認されるプロセスとなっている。ただしこれらの第三者が関与しない民事信託もあり得るため、その場合

		<p>士業者は、信託設定時、犯収法の規定や業界団体の規則・会則に則り依頼者≒委託者のCDDを行うこととされている。「委託者がマネロン等を企図していないか」についても、委託者の属性や態様、信託の内容等、様々な観点から確認を行っており、CDDの過程で怪しさを感じた場合は事件の受任を断る等、民事信託がマネロン等に濫用されないよう必要な措置を講じていることが聴き取り調査により分かった。</p> <p>家族信託コーディネーターは特定事業者ではないものの、聴き取り調査により、信託の目的が適切かを検討し、違法行為を意図・援助する依頼は受任しないよう対応していることが分かった。</p>		<p>は信託当事者以外の者に関知されることなくマネロン等に悪用される可能性も否定できないが、本要因の危険度は、一定程度低減されていると考えられる。</p>
③ 受託できる信託財産の種類に制限がないこと	要因②と同じ。	要因②と同じ。	低	要因②と同じ。

<p>④ 信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートを柔軟に設定できること</p>	<p>(1) 信託設定時、マネロン等を企図する者が、信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートをコントロールできる立場に就任していないことを第三者が確認している。</p> <p>(2) 信託設定後、マネロン等を企図する者が受益者等として当該民事信託に関与しないよう、第三者が確認している。</p>	<p>(1) 聴き取り調査の結果、信託設定時、金融機関や士業者は収税法等に基づいたCDDを行い、マネロン等を企図する者が「信託財産や信託財産から生じる利益の移転ルートをコントロールできる立場の者」すなわち「信託の実質的支配者」に就任していないことを確認していることが分かった。</p> <p>(2) 聴き取り調査の結果、金融機関は、信託口座を受け入れている信託について、信託の当事者が変更された場合は当事者からの申告を受け、CDDを実施していることが分かった。</p> <p>また、士業者が受託者の変更時にCDDを実施するかは、士業者により対応が異なることが聴き取り調査の結果分かった。ただしマネロン等対策上受託者の変更が問題になることは少ない可能性がある。受益者・帰属権利者のCDDも実務上対応がまちまちであり、マネロン等を企図する者が受益者・帰属権利者に就任する余地が残る可能性があると考えられる。</p>	<p>低</p> <p>信託設定時・設定後ともに、金融機関・士業者において信託当事者にCDDが行われる。ただし、要因②同様、金融機関・士業者や士業者が関与しない民事信託もあり得るため、その場合信託当事者以外の者に関知されることなくマネロン等が行われる可能性も否定できない。</p> <p>以上より、一部危険度が残存するケースが想定されるものの、金融機関・士業者によるCDDにより、本要因の危険度は一定程度低減されていると考えられる。</p>
--	---	---	--

<p>⑤ 信託財産を様々な方法で管理・運用できること</p>	<p>(1) 信託設定時、委託者や、信託財産から利益を受けるその他の当事者がマネロン等を企図していないことを第三者が確認している。</p> <p>(2) 民事信託のために行われる取引（金融取引を含む）のうち、マネロン等の疑いがあるものが検知され、適切な対応がとられている。</p>	<p>えられる。</p> <p>(1) 要因② (1)、要因④ (1)と同じ。</p> <p>(2) 聴き取り調査の結果、金融機関において、マネロン等防止の観点から信託口座の取引がモニタリングされていることが分かった。</p>	<p>低</p>	<p>信託設定時、金融機関・士業者において信託当事者にCDDが行われる。</p> <p>また、信託銀行等の金融機関において、マネロン等の疑いのある金融取引のモニタリングが行われており、その過程で不自然な資金移動が捕捉される可能性が高い。また、信託銀行以外の信託会社やDNFBPsは、特定事業者として本人確認義務や疑わしい取引の届出義務が課せられており、不自然な取引が検知される等した場合には、監督当局と警察庁犯罪収益移転防止対策室（JAFIC）に疑わしい取引の届出が提出されることになる。</p> <p>以上より、本要因の危険度は、一定程度低減されていると考えられる。</p>
<p>⑥ 受託者の裁量で信託財産や信託財産から生じる利益を移転するタイミングを設定できること</p>	<p>要因⑤ (1)、(2)と同じ。</p>	<p>要因⑤ (1)、(2)と同じ。</p>	<p>低</p>	<p>要因⑤と同じ。</p>

(出典) KPMG ジャパン作成

4. 外国信託のリスク評価

4.1. 外国信託の範囲の検討

4.1.1 外国信託の定義

FATF 勧告 25 の解釈ノート (Interpretive Note) 3 項は、「各国は、異なる種類の信託その他法的取極であって、次 ((a)、(b)、(c)) のいずれかに該当するものごとのマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に係るリスクを評価し、特定したリスクを管理し、低減するために適切なステップを講じるべきである。」⁴²としており、この(c)項に該当するものが FATF の定義による「外国信託」と見なすことが出来ると考えられる。

- (a) 自国法の適用のあるもの
- (b) 自国において管理されるもの、又は自国の居住者が受託者その他これに相当する者であるもの
- (c) **外国の法的取極であって、自国と密接な関係 (sufficient link) があるもの**

そして、「自国との密接な関係 (sufficient link)」について、同解釈ノートの脚注 71⁴³によると、「各国は、リスクベースで判断して、何をもって密接な関係があるとするかを決定することができる。密接性の基準には、信託その他法的取極又はその受託者（その他これに相当する者）が、自国の金融機関または DNFBP と、十分 (significant) かつ継続的 (on-going) な取引関係があること、自国に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っていること、税法との関係で居住者にあたることが含まれるが、これらに限られない。」とされ、以下の信託に関して、加盟国は、リスクベースで「外国信託」としてマネロン等リスクを特定・評価し、リスクに応じたリスク低減策を講じることが要請されている。

【FATF 勧告 25 (法的取極) 解釈ノートによる「外国信託」の sufficient link の定義】

- ① 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、自国の金融機関または DNFBP と十分 (significant) かつ継続的 (on-going) な取引関係があること
- ② 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、自国に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っているもの
- ③ 外国の法令に基づく信託であって、その受託者（その他これに相当する者）が、自国の税法との関係で居住者にあたるもの。

⁴² The FATF Recommendations, Adopted on 16 February 2012 and regularly updated since. Last updated in November 2023, pp.99-100, <https://www.fatf-gafi.org/content/dam/fatf-gafi/recommendations/FATF%20Recommendations%202012.pdf.coredownload.inline.pdf>

⁴³ 上記 The FATF Recommendations、p.100 (下線は KPMG ジャパン)

4.1.2 自国との密接な関係性(sufficient link)について

外国信託（FATF 勧告 25 の解釈ノート（Interpretive Note）3 項における(c) 外国の法的取極であって、自国と密接な関係（sufficient link）があるもの）であることを構成するための重要な要因は、「自国と密接な関係（sufficient link）」である。したがって、日本においては、信託銀行等の金融機関や DNFBPs において、これらの「自国と密接な関係（sufficient link）」にある取引が発生した場合、その取引と受託者に関するリスクの特定と評価が出来れば、その後のリスクに応じたリスク低減策を講じることが可能となるが、外国信託に関して、金融機関や DNFBPs が、どのような法令等を根拠法（特に、自国との密接な関係性を規定する条文等を含む法令等）として、それらの取引および取引の当事者（外国信託の場合は、主に居住者である受託者）のリスクの特定と評価を行うかが課題であると考えられる。

① 外国信託の受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBPs と十分(significant)かつ継続的(on-going)な取引関係がある場合

「金融機関との継続的(on-going)な取引関係」について、金融機関が信託の当事者と預金契約を締結して口座を開設し（「継続的」）、それを利用して委託者から受託者へ、または受託者により資産の移転（為替取引、融資等）が行われれば、それは「継続的な取引関係がある」と見なすのが合理的であると考えられる。また、日本においてどのような立場の者が「DNFBPs」の役割に該当するかは、信託管理人、信託監督人または受益者代理人に類するような立場にある者（プロテクター）や、委託者、受託者または受益者の各代理人やこれらの者と継続的な顧問（助言）契約を有する者、受託者からの信託事務処理の委託を受ける者が該当すると考えられる。我が国の犯罪収益移転防止法上の特定事業者ではない者がこれらの役割を担うことも考えられるが、その場合は実務上、銀行に信託口座を設定した後は、その銀行が特定事業者として信託口座の受託者等の確認と口座のモニタリングを行うことになる。なお、一見取引や一回的な取引の場合は、継続的な取引関係とはみなされない。また、士業者が信託の設定にのみ関与する場合も、「継続的な取引関係」には該当しないと考えられる。ただし、同一当事者から継続的に信託設定の依頼を受ける場合には、「継続的な取引関係」に該当すると考えられる。さらに、「金融機関または DNFBP との十分(significant)な取引関係」とは、日本の明示信託におけるものまたはその受託者が行う場合の取引（一般的な金融取引等国内で規制対象となる取引）での水準（日本の信託またはその受託者が行う金融機関または DNFBP との取引関係と同じような取引関係）と同一と考えることができる。

② 外国信託の受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っている場合

「法の適用に関する通則法」第 13 条 1 項によると、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による」とされる。外国の法令に基

づく信託であっても、信託財産に組み入れられる不動産が日本に所在し、日本の不動産登記法等により公示の対象となる場合、当該信託は「自国と密接な関係 (sufficient link)」があると考えられるが、「法の適用に関する通則法」第13条1項によると、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による」とされる。外国の法令に基づく信託であっても、信託財産に組み入れられる不動産が日本に所在し、日本の不動産登記法等により公示の対象となる場合、当該信託は「自国と密接な関係 (sufficient link)」があると考えられ、相当額を構成する金額要件は無いと読めるものの、相当額の水準については、今後、諸外国の事例を参考にリスクベースで検討する必要がある。机上調査や有識者への聴き取り調査を行った限りではあるが、原則、相当額の基準を設けていないケースが多いようである。

例えば、海外の事例において、英国と米国の両方で、信託が外国として分類されるのは、信託契約の司法管轄権と受託者、受益者の居住地による関与により、信託財産の基準値は無いようである。米国において、外国信託の資産価値は、特に IRS フォーム 3520、3520-A、および 8938 の下で特定の報告義務を引き起こす可能性があるが、信託が外国であるという事実だけで十分であり、資産規模には関係はない。また、英国の税務報告において、特に相続税または所得税の理由で、資産価値に関係なく、英国居住者が関与している場合、税務上、外国信託を報告する必要がある。「英国の信託登録制度 (Trust Registration Service) の概要」においても、「シ. Non-UK resident trusts; 基本的には登録を要しないが、英国の土地を取得した場合や英国の企業と取引関係 (a business relationship) に立つ場合には、登録する必要がある。また、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある。ス. Pilot trusts: 信託財産の額面が 100 ポンド以下で、2020 年 10 月 6 日より前に存在していた信託は登録を要しない。一方、同日以降に設定された信託または同日以降に資産が追加され、現在 100 ポンド以上を保有している信託は、登録する必要がある。これらにかかわらず、英国の納税義務があるときは、課税対象として登録する必要がある。」と記載されており、一概に金額基準が設けられているわけではない。

③ その受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたる場合

「居住者」とは、所得税法上、現在まで1年以上の居所を国内に有する者、国内に住所を有する者を指すと考えられる⁴⁴。「住所」は、「個人の生活の本拠」をいい、「生活の本拠」かどうかは「客観的事実によって判定する」ことになる。したがって、「住所」は、その人の生活の中心がどこかで判定される。なお、一定の場合には、その人の住所がどこにあるかを判定するため、職業などを基に「住所の推定」を行うことになる。「居所」は、「その人の生活の本拠ではないが、その人が現実に居住している場所」とされている。受益者ではなく受託者に対して信託から生ずる所得を法人税が課される信託である法人課税信託の内外判定は、受託者が内国法人か外国法人かではなく、法人課税信託の信託

⁴⁴ 国税庁「No. 2875 居住者と非居住者の区分」 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/gensen/2875.htm>
最終閲覧日：2025年2月28日

された営業所、事務所その他これらに準ずるものが国内にあるか否かで判定される⁴⁵。これによって、受託者が我が国の税法上との関係で居住者となった場合、外国において組成され、契約された信託であっても、我が国における信託（外国信託）を構成する可能性があると考えられる。法人税法上の信託区分である法人課税信託の場合、税務当局あての税務関係の届出によって外国信託の存在が把握される可能性があり⁴⁶、また、銀行に信託口座が開設された場合は特定事業者である銀行によって、外国信託のリスクの特定・評価とリスク低減策が講じられることになると考えられる。

なお、国内に住所を有するかどうかの判定において、国内に居住することとなった個人が、次のいずれかに該当する場合には、その者は国内に住所を有する者と推定される。

1. その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること
2. その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有すること、その他国内におけるその者の職業および資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること

⁴⁵ 法人税法第四条の三（受託法人等に関するこの法律の適用）。

⁴⁶ 法人税法上、法人課税信託の受託者は、各法人課税信託について設立届や外国普通法人となった旨の届出を提出するが（法法4の3、148～149の2）、法人課税信託に該当しない信託（税法上の信託区分である、法人課税信託以外の、受益者等課税信託や集団投資信託）の受託者については、そのような規定は存在しない。

4.2. リスク評価の方法

4.2.1 受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関または DNFBPs と十分 (significant) かつ継続的 (on-going) な取引関係がある場合（金融機関等における口座開設・取引目的の開示）

金融庁は「犯罪収益移転防止法に関する留意事項（金融機関等における口座開設・取引目的の開示）」を公表しており、これにより信託口座を開設する際には、口座開設目的として「信託の受託者としての取引」が明記され、銀行等により、受託者等の地位開示がより明示的に実施されることとなっている。具体的には、犯罪収益移転防止法第2条第2項第1号から第36号までに掲げる特定事業者のうち、金融庁所管事業者（金融機関等）が法第4条に規定する確認義務、法第8条に規定する疑わしい取引の届出義務等を履行するにあたり留意すべき事項を示したものであり、個別の事情に応じて法令等の範囲内においてこれと異なる取扱いとすることを妨げるものではないとしつつも、同法4条1項または2項の規定により、施行令7条1項1号イまたはケに掲げる取引に際して「取引を行う目的」を確認する際に、参考とすべき類型を「取引を行う目的の類型」として例示した。なお、これらの「取引を行う目的」は複数選択可であり、また、これらの類型は例示であるため、各金融機関等においてこれらの類型を参考としつつ、特定取引の内容や個別の業務・取引実態等に応じ、異なる類型により確認することとしても差し支えないとされている。

したがって、2023年6月以降の信託口座について、外国信託であることの受託者の地位開示が金融機関あてになされており、外国信託の類型に該当するものを把握することが出来れば、外国信託の受託者（その他これに相当する者）が、日本の金融機関と十分 (significant) かつ継続的 (on-going) な取引関係がある場合の外国信託については、リスクの特定と評価が可能となる。

この点については、FATFによる第4次対日相互審査に関する第3回フォローアップ報告書によって、一定の評価がされている⁴⁷。すなわち、勧告25（法的取極の実質的支配者）におけるSub Criterion 25.3に関し、2023年6月1日の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の改訂により、金融機関等に対して、同法第4条第1項または第2項の規定に則って、「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型の例示に「信託の受託者としての取引」を明記することにより、受託者としての地位の開示状況の改善が見られたとされている。しかし、非金融特定事業者や職業専門家(DNFBPs)については、受託者としての地位開示が明示的に要請されていない状況が続いているとして、「部分的に適合(Partially Complaint, PC)」との評価にとどまっている。なお、2024年4月17日に金融庁が「業界団体との意見交換会において金融庁が提示した主な論点」によって

⁴⁷ FATF, Anti-money laundering and counter-terrorist financing measures Japan 3rd Follow-Up Report & Technical Compliance Re-Rating, October 2024, pp.16-17

信託協会に対して要請した「マネロン等対策の観点からの信託取引の透明性確保」については、あくまでも要請であって法令上の要請ではないことと、DNFBPs に対する要請であるかどうか不明確であるとして、依然として DNFBPs に対する信託受託者としての地位開示の要請は明確でないと評価されていることから、継続的な取引関係における受託者の地位開示に関しては、その射程を金融機関以外にも拡大することが課題であろう。

4.2.2 受託者（その他これに相当する者）が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っている場合（不動産登記による受託者の地位開示）

通則法第 13 条第 1 項によると、「動産又は不動産に関する物権及びその他の登記をすべき権利は、その目的物の所在地法による」とされることから、信託財産に組み入れられる不動産が日本に所在し、日本の不動産登記法等により公示の対象となる場合、当該信託は「自国と密接な関係 (sufficient link)」があると考えられ、外国信託 (FATF 勧告 25 の解釈ノート (Interpretive Note) 3 項(c)) と見なすことが出来る。また、不動産登記法等により公示の対象となることから、受託者の地位開示がなされるとともに、不動産を信託財産に組み入れる場合、信託法第 14 条 (信託財産に属する財産の対抗要件)⁴⁸ および第 34 条 (分別管理義務) 第 1 項 1 号⁴⁹ より、信託登記を行う必要がある。不動産登記法第 97 条によると、信託登記の登記事項として以下を記載する必要がある。信託の登記が申請されると、登記官は、登記事項を記録した信託目録⁵⁰を作成する。これらの不動産登記手続きによって、外国信託の受託者の地位開示がなされれば、我が国の不動産を信託財産とする外国信託のリスクの特定・評価は可能であると考えられる。

⁴⁸ 「第十四条 登記又は登録をしなければ権利の得喪及び変更を第三者に対抗することができない財産については、信託の登記又は登録をしなければ、当該財産が信託財産に属することを第三者に対抗することができない。」

⁴⁹ 「第三十四条 受託者は、信託財産に属する財産と固有財産及び他の信託の信託財産に属する財産とを、次の各号に掲げる財産の区分に応じ、当該各号に定める方法により、分別して管理しなければならない。ただし、分別して管理する方法について、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

一 第十四条の信託の登記又は登録をすることができる財産（第三号に掲げるものを除く。） 当該信託の登記又は登録」

⁵⁰ 信託目録は、信託登記を代理申請する司法書士が、信託契約書から必要な情報を抽出・要約し、信託目録に記録すべき情報を作成して、それを登記原因証明情報と共に法務局に提供することで作成される。信託登記による信託内容の公示は、信託目録を通じて行われる。信託目録は、法務局による公文書であるため、信用力が高い。一方、登記官の審査権限の限界（信託登記に信託契約書の提出が求められず、登記官による信託契約書の確認が行われないこと）について信託目録を取得することで、脱法的な意図をもつ信託があたかも法務局によって審査され、認証されているような外形を作出し、悪用されてしまうリスクも考えられる（渋谷）。

- 委託者、受託者及び受益者の氏名又は名称及び住所
- 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め
- 信託管理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所
- 信託法（平成十八年法律第百八号）第百八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨
- 信託法第二百五十八条第一項に規定する受益者の定めのない信託であるときは、その旨
- 公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条に規定する公益信託であるときは、その旨
- 信託の目的
- 信託財産の管理方法
- 信託の終了の事由
- その他の信託の条項

しかしながら、外国信託の我が国の不動産に関する信託財産としての登記に関しては、実務上の課題があるとの複数の指摘もあることに留意が必要と考えられる⁵¹。なお、「相当額」の水準については、他国（例えば、英国）の税務報告において、特に相続税または所得税の理由で、資産価値に関係なく、国内居住者が関与している場合、税務上、外国信託を報告する必要があるなど、金額基準ではなく、納税義務の有無を基準としていることも、今後の我が国における外国信託の議論の際の参考となろう。

4.2.3 受託者（その他これに相当する者）が、税法との関係で居住者にあたる場合

外国信託の受託者が日本国内の居住者である場合で、受託者としての収益は日本の所得税法に基づき申告されている場合⁵²、受託者の地位開示が税務当局に対してなされていることになる。また、金融機関に外国信託口座が開設されている場合が、受託者の地位開示を通じて、金融機関によってリスクの特定・評価は可能であるが、外国信託に関するリスクの特定・評価を犯罪収益移転防止法上の特定事業者として「誰が行うのか」については、引き続き検討の余地があると考えられる。なお、海外においては、税務当局において収集された外国信託に関する情報をマネロン等対策の監督に活用している事例があり（英国、ニュージーランド等）、この当局間における情報の共有と活用も、今後の取り組みの参考となると考えられる。

⁵¹ 矢内 一好・酒井 ひとみ・漆 さき(2019)「オフショア信託の法務と税務」 信託研究奨励金論集 第40号 pp.194-215 では、外国信託における日本の不動産の登記について、以下のハードルがあるとし、そのうえで外国信託の信託財産に日本の不動産を組み入れることは慎重になる必要があるとしている。

- 個人の信託登記、特に国際民事信託登記となると、法務局の管轄地によっては前例がないとして、登記完了まで相当の時間を要することがある。
- 外国信託は日本の信託と比較するとボリュームが多く、内容もかなり複雑であるため、信託目録作成の難易度が高い。日本の不動産に必要な限りで信託契約の内容を分かりやすく信託目録として作成するためには、膨大な信託契約書を読み込む必要がある。
- 上記に加え、法務局から契約書すべてを英訳してほしいと言われた場合、その対応に時間がかかる。さらに外国信託は、外国法の概念を多く含むため、法務局から質問された際現地の専門家の意見を取得せざるを得ず、その費用も加わってしまう可能性がある。

⁵² 法人課税信託の受託者は、法人税法に基づき各法人課税信託ごとに申告を行う（法法4の2）ものの、法人課税信託に該当しない信託の受託者である法人は、法人税法に基づき、その法人の課税所得の範囲にその信託に係る所得が含まれれば、その所得を含めて申告することとなるが、法人税法上、受託者としての地位開示は求められていない。

【参考】英国とニュージーランドにおける外国信託の扱いについて

○ 英国

- 英国の信託登録制度 (Trust Registration Service (TRS)) においては、一定の明示信託又は課税対象となる信託について受託者に対しその信託に関する情報を、その不履行に対し一定のサンクションをもって登録及び更新させている。そして、その登録情報を法執行機関が利用するほか、一定の者に対しその情報を開示し、また、その登録内容を記載した証明書を発行し、信託と取引を行う一定の者に対しその証明書の内容の確認義務を課すとともに、証明書の内容とその信託の現況が一致しない場合に当該一定の者に報告義務を課すことにより、マネーロンダリング又はテロ資金供与のリスクの低減を図るためのインフラとなっている（金森健一 (2023) 「英国の信託登録制度 (Trust Registration Service) の概要（駿河台法学 第 36 巻第 2 号）。
- 同法では登録を要する信託は「関連信託 (relevant trusts)」と呼ばれ、以下のように定義されており、FATF の勧告 25 の解釈ノートで定める「外国信託」も登録対象となっている。

「(1) 明示信託である英国信託、もしくは、(2) 英国明示信託以外の信託であって、①英国の源泉から収入を得るか、②英国に資産を有し、その資産について一定の納税義務があるもの、又は、(3) 明示信託であって、除外信託に該当せず、受託者が①英国の土地から利益を得るか、②受託者のうち少なくとも一人が英国に居住し、かつ EEA (欧州経済地域) の他の加盟国の同等の信託登録簿に登録された信託でない場合であって、関係者 (Relevant Persons) と取引関係 (business relationship) に入るもの、とされている (金森、同)。

○ ニュージーランド

- ニュージーランドの外国信託 (New Zealand Foreign Trusts) は、非居住者の委託者が海外で契約し (established overseas)、ニュージーランドに居住する受託者が設定する信託である。信託がニュージーランド源泉の所得を得たり、ニュージーランド居住の受益者に所得を分配しない場合、ニュージーランドの税金は免除される。このため、外国人投資家にとって魅力的な制度となっている。
- 2016 年にパナマ文書が公表され、ニュージーランド外国信託が脱税、マネロン、その他の違法行為に悪用される可能性が注目されるようになった。これを受けて、政府は外国信託の開示ルールに関する調査を開始した。調査の結果、外国信託の開示規則が不十分であることが判明した。この調査の報告書 (シューワン報告書) は、調査を通じて明らかになった問題に対処するため、ニュージーランドの外国信託制度にいくつかの改革を提言した。その中には、監督官庁がアクセスできる外国信託登録簿の創設、登録段階での情報開示要件の拡大、年次申告の義務化などが含まれた。
- さらに、シューワン報告書は第 2 段階の改革の実施を早めた。また、すべての外国信託について、資金源と富の源泉を特定・検証するための追加基準を導入し、疑わしい取引の届出の対象を未遂取引にまで拡大することで、AML/CFT 法の改正につな

がった。外国信託の開示に関する IR、NZPFIU、DIA 間の情報共有の取り決めが合理化された。2016 年の新開示義務開始後、NZ における外国信託の数は約 12,000 件から 2020 年には 3,000 件弱へと 75%減少した (NZ MER 2022、BOX7.3)。

- NZにおいて、外国信託は、NZ歳入庁 (IR) が管理する外国信託登録簿に登録され、警察内務省 (DIA) はアクセスできるため、外国信託の実質的支配者情報にタイムリーにアクセスすることができる。また、租税条約締結国からの要請があれば、外国信託の詳細情報も提供される。IR の報告によると、外国からの情報交換要請は少なく、4 年間で 47 件であるが、要請に応じた提供は 100%実施している (NZ MER 2020 p. 480)。

4.3. 危険度を高める要因

4.3.1 信託の属性に基づく危険度を高める要因と外国信託のリスク

国家公安委員会「犯罪収益移転危険度調査書(令和6年)」によれば、信託は「委託者が信託行為によって、受託者に対して金銭や土地等の財産を移転して、受託者は委託者が設定した信託目的に従って、受益者のためにその財産の管理・処分等をする制度」である。信託は、財産を様々な形で管理および処分できる制度であり、受託者の専門性を活かした資産運用や財産保全が可能であること、企業の資金調達の有効な手段であること等から、我が国の金融システムの基本的インフラとして、金融資産、動産、不動産等を運用するスキームにおいて幅広く活用されている。信託会社として信託業を営むには、信託業法に基づき、また、銀行その他の金融機関が信託業を営むには、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律 (昭和 18 年法律第 43 号) に基づき、所管行政庁による免許、登録または認可を受けることが必要とされているところ、2024 年 3 月末現在、当該免許、認可等を受けて信託業務を営む者の数は 97 である。信託が悪用されたマネロン事犯の検挙事例は近年認められないものの、信託の商品・サービスの脆弱性として、委託者が受託者に単に財産を預けるのではなく、財産権の名義ならびに財産の管理権および処分権に係る移転性や、信託前の財産を信託受益権に転換することにより、信託目的に応じて、その財産の属性、数及び財産権の性状を変える複雑なスキームによって、原資の追跡を困難にすることができる複雑性がある。

例えば、外国信託において、国内の受託者が金融機関に信託口座を作成しない場合、信託財産を構成する不動産その他の登記登録財産について信託の登記・登録を行っていない場合、所得税等に関する申告を適切に行っていない場合、外国信託の存在、不動産その他の登記登録財産や、受託者の地位・属性などについて、当局や金融機関等の特定事業者の知るところとならず、海外に存在している受益者 (実質的支配者) の存在が不明となるほか、原資の追跡を困難にすることができる複雑性において、脆弱性が高まる可能性がある。

以上を踏まえ、自国との密接な関係性(sufficient link)の各類型ごとに危険度を高める要因を整理した結果が以下表である。併せて、「各要因に対して、どのような低減措置が考えられるか」、「各低減措置の現状を確認するにあたって調査が必要な事項は何か」も、それぞれ以下表「危険度の低減措置（仮説）」、「調査項目」に整理している。

表 8 危険度を高める要因および危険度の低減措置（仮説）、調査事項

受託者が、日本の金融機関または DNFBPs と十分かつ継続的な取引関係がある場合		
危険度を高める要因	危険度の低減措置（仮説）	調査事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 金融機関に信託口座を開設しない場合、金融機関・当局が当該外国信託の存在、実質的支配者を把握できないこと ■ DNFBPs が外国信託に継続的に関与しない場合、DNFBPs ・当局が当該外国信託の存在、実質的支配者を把握できないこと ■ 受益者等が外国に居住し、信託財産の利益が信託口座を通じて外国へ移転される場合、資金移転の追跡が困難となること 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 国内に居住する受託者が、金融機関に信託口座を開設しており、金融機関・当局が当該信託の内容を確認できている。 ■ 国内の DNFBPs が、例えば信託監督人に就任する等、当該外国信託に継続的に関与しており、当該信託の内容を把握している。 ■ 金融機関が外国信託に係る口座の開設であることを把握しており、取引をモニタリングしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ どの程度の外国信託が本邦金融機関に信託口座を開設し、金融機関・当局の監視の範囲にあるかを確認する。 ■ 金融機関が外国信託に係る口座かどうかを把握しているかを確認する。 ■ 国内の DNFBPs が継続的に関与している外国信託はどの程度存在するかを確認する。 <p>【本報告書該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4.4.1. 金融機関における外国信託の取扱い ➢ 4.4.2. DNFBPs における外国信託の取扱い
受託者が、日本に相当額の不動産を有し、その他相当額の投資を行っている場合（不動産登記による受託者の地位開示）		
危険度を高める要因	危険度の低減措置（仮説）	調査事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 信託登記を行っていない場合、当局が当該外国信託の存在、実質的支配者を把握できないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国信託であっても信託登記を行っており、当局が当該信託の内容を確認できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 外国信託であっても、国内の不動産が信託財産に組み入れられている場合信託登記を行っているかを確認する。 <p>【本報告書該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4.4.3. 信託登記
受託者が、税法との関係で居住者にあたる場合		
危険度を高める要因	危険度の低減措置（仮説）	調査事項
<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託者が国内に居住しているにもかかわらず、所得税等に関する申告（＝法定調書の提出）を適切に行っておらず、当局等が外国信託に係る情報を把握できないこと⁵³ 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 当局が、法定調書の未提出や虚偽の申告に対して罰則規定を設け、適切な情報が取得できている。 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 受託者が国内に居住している外国信託の法定調書の手続き等を確認する。 <p>【本報告書該当箇所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 4.4.4 法定調書

（出典）KPMG ジャパン作成

⁵³ 法人課税信託の内外判定は、受託者が内国法人か外国法人かではなく、法人課税信託の信託された営業所、事務所その他これらに準ずるものが国内にあるか否かで判定する（法法4の3）。また、法人課税信託の受託者は、法人税法に基づき各法人課税信託ごとに申告を行う（法法4の2）。法人課税信託に該当しない信託の受託者である法人は、法人税法に基づき、その法人の課税所得の範囲にその信託に係る所得が含まれればその所得を含めて申告することとなるが、法人税法上、受託者としての地位開示は求められていない。

4.3.2 海外投資家による国内不動産投資の増加によるリスク要因

また、国土交通省が実施している「海外投資家アンケート調査」⁵⁴の結果（以下、「調査結果」）によると、年間4兆円とされる国内不動産投資市場で、2020年の海外投資家が占める割合は全体の34%であった。足元の円安傾向を踏まえれば、国内不動産への海外投資の増加傾向は2020年以降も継続していると思われる。その中で、海外投資家の投資総額の98%を上位20社、85%を上位10社が占めており、大手機関投資家の存在感が大きい。また、2020年に日本に投資された資金のうち、地域別では上位10社の内訳は北米が59%を占め、次いでアジアが27%、欧州が14%となっている。日本における主要な不動産投資用途では、オフィスと物流施設がそれぞれ80%と最大となり、次いでレジデンスが70%となった。調査結果では、「新型コロナウイルスによる働き方の変革や、消費行動の変化によって恩恵を受ける物流施設と、外出自粛の影響が大きい商業施設やホテルなど、用途別で投資家の見方が分かれている」としている。それ以外の用途としては、データセンターや病院等が挙げられている。日本での不動産投資先として検討可能なエリアは、東京、次いで大阪圏、名古屋圏という、首都圏、大都市圏に集中する傾向となっている。その他、ウィンターリゾートとして知られる地域が多い北海道の物件も海外個人投資家に選好されている。海外から日本への不動産投資が増加傾向にある中で、日本国内の不動産等を信託財産とする外国信託が増加している可能性も否定できない。

4.4. 危険度の低減措置

4.4.1. 金融機関における外国信託の取扱い

前回調査（「FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査」最終報告書（委託先：有限責任あずさ監査法人（2024年3月））の際、聴き取り調査先の信託銀行では、外国信託の信託口座の受入れは想定していない、または受け付けていないとのことであった⁵⁵。ただし、実特法遵守の観点から、委託者・受益者ともに実特法の報告対象国（海外）に居住している場合などは報告が必要とされる可能性があるとされていた。

今回の調査においては、聴き取り調査先の信託銀行にて、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の改訂を踏まえ、顧客が「当社との取引目的」として「信託の受託者としての取引」を選択できるよう、システム開発および帳票（確認事項記録書）を改定し運用も開始するなど、顧客申告によって外国信託の把握ができる体制は整い始めている。しかしながら、複数の聴き取り先においても、外国法令に基づき組成され国内財産を信託財産とする信託口座の確認は出来ていない（2025年1月末現在）。今後、多くの信託銀行や信託会社において、「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の改訂を

⁵⁴ 国土交通省「令和2年度 海外投資家アンケート調査業務 報告書（令和2年）」
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/001444771.pdf> 最終閲覧日：2025年1月15日

⁵⁵ 「FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査」最終報告書
https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amlcftcpf/20240326.pdf p.68 「5.1. 信託銀行における外国信託の取扱い」最終閲覧日：2025年3月25日

踏まえた体制整備が進めば、特定事業者である金融機関において、外国信託の把握と受託者の透明性向上、監督当局によるモニタリングの実効性が増すと考えられる。

4.4.2. DNFBPs における外国信託の取扱い

前回調査で複数の国内士業者に聴き取り調査を行ったところ、日本の士業者が外国信託を設定する事例は、極めて少ないことが分かった⁵⁶。他方、後述の信託登記や法定調書の作成が浸透すれば、弁護士、司法書士等の特定事業者による外国信託の把握は可能となると考えられる。

4.4.3. 信託登記

外国信託の設定において、日本国内の不動産を信託財産としたときは、委託者から受託者への所有権移転登記と信託登記の申請を行うかどうか、一つの論点となりえる。信託登記の意義は、対抗要件を具備するための信託登記（信託法 14 条）であり、不動産を信託したときに、信託の登記をしないと、当該不動産が信託財産であることを第三者に主張することができない。また、分別管理義務履行のための信託登記（信託法 34 条）において、受託者は信託財産と固有財産を分別して管理しなければならず、信託財産が不動産の場合の分別管理方法は、信託の登記であるからである。したがって、日本の不動産を外国で組成された信託財産とする場合、国内における信託登記手続きにより、外国信託の存在の把握と関係する特定事業者によるモニタリングは可能となる。

他方、外国信託に日本の不動産を組み入れることには、慎重になるべきであるとの意見や、不動産の信託登記をするために、外国信託としての有効性等を法務局に伝えることにはかなりのハードルがある⁵⁷との意見もあった。

このように、日本の不動産を外国で組成された信託財産とする場合には、信託登記によって、透明性の向上は図れるものの、上記のような論点があることも踏まえる必要がある。

⁵⁶ 同上 p. 68 「5.2.1. 日本の士業者による外国信託の設定」

⁵⁷ 矢内 一好・酒井 ひとみ・漆 さき(2019)「オフショア信託の法務と税務」 信託研究奨励金論集 第 40 号 pp. 194-215 では、外国信託における日本の不動産の登記について、以下のハードルがあるとし、そのうえで外国信託の信託財産に日本の不動産を組み入れることは慎重になる必要があるとしている。

- 個人の信託登記、特に国際民事信託登記となると、法務局の管轄地によっては前例がないとして、登記完了まで相当の時間を要することがある。
- 外国信託は日本の信託と比較するとボリュームが多く、内容もかなり複雑であるため、信託目録作成の難易度が高い。日本の不動産に必要な限りで信託契約の内容を分かりやすく信託目録として作成するためには、膨大な信託契約書を読み込む必要がある。
- 上記に加え、法務局から契約書すべてを英訳してほしいと言われた場合、その対応に時間がかかる。さらに外国信託は、外国法の概念を多く含むため、法務局から質問された際現地の専門家の意見を取得せざるを得ず、その費用も加わってしまう可能性がある。

4.4.4. 法定調書

信託の受託者が提出する法定調書には、「信託に関する受益者別（委託者別）調書」、「信託の計算書」がある。根拠法を形式的に解釈するならば、外国法に基づく信託であっても受託者が日本に居住している場合等⁵⁸、受託者はこれらの調書を提出する義務を負うと考えられる⁵⁹。前者は相続税法第70条に、後者は所得税法第242条に、法定調書の未提出あるいは虚偽の申告をした場合の罰則を規定している。したがって、日本の不動産等を外国で組成された信託財産とする場合、犯税法に基づく取引時確認の一環として、顧客に対し国内における法定調書の作成・提出手続きを確認することにより、外国信託の存在の把握およびその低減措置の実施をモニタリングすることは可能と考えられる。

表 9 各法定調書の罰則に関する規定

法令名	法定調書	罰則に関する規定
相続税法	信託に関する受益者別（委託者別）調書	第七十条 第五十九条の規定による調書を提出せず、又はその調書に虚偽の記載若しくは記録をして提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
所得税法	信託の計算書	第二百四十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、第三号の規定に該当する者が同号に規定する所得税について第二百四十条（源泉徴収に係る所得税を納付しない罪）の規定に該当するに至ったときは、同条の例による。 （中略） 五 第二百二十五条第一項（支払調書）に規定する調書、第二百二十六条第一項から第三項まで（源泉徴収票）に規定する源泉徴収票又は第二百二十七条から第二百二十八条の三の二まで（信託の計算書等）に規定する計算書若しくは調書をこれらの書類の提出期限までに税務署長に提出せず、又はこれらの書類に偽りの記載若しくは記録をして税務署長に提出した者

（出典）KPMG ジャパン作成

⁵⁸ 「信託に関する受益者別（委託者別）調書」（相続税法 59③）の提出義務者は、信託の受託者でこの法律の施行地（日本）に当該信託の事務を行う営業所等を有するもの、とされていることから、日本に居住していなくても営業所等を有していれば提出義務が課せられる場合もあり得る。

⁵⁹ 詳細は、「「FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査」最終報告書」（https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/amcftcpf/20240326.pdf） pp.74-77 「5.3.2. 法定調書（国税庁）」を参照のこと。ただし、外国法に基づく信託が、須らく日本の税法上の信託（≒信託法上の信託）に該当し、法定調書の対象となるかについては、過去の裁判例（名古屋高裁 H25.4.3 判決（信託）、最高裁 H27.7.17 判決（法人））を踏まえると、我が国の租税法における「信託」は、我が国の信託法からの借用概念であると考えられるため、外国法に基づく信託が我が国の信託法上の「信託」に該当しない限り、法定調書の対象にならない可能性もあると考えられ、留意が必要である。

4.5. 残余リスクの評価

今回の調査にあたっての聴き取り調査結果等によれば、我が国における外国信託口座は確認することが出来ず、外国信託の固有リスクは限定的と考えられる。したがって、リスクベース・アプローチの考え方を踏まえれば、外国信託の残余リスクが信託全体のリスクや我が国の国民生活全体に与える影響は限定的であると考えられる。

FATF による第 4 次対日相互審査に関する第 3 回フォローアップ報告書によれば、勧告 25（法的取極の実質的支配者）における Sub Criterion 25.3 について、2023 年 6 月 1 日の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の改訂により、金融機関等に対して、同法第 4 条第 1 項または第 2 項の規定により、「取引を行う目的」を確認するに当たり、参考とすべき類型の例示に「信託の受託者としての取引」を明記することにより、受託者としての地位の開示状況の改善が見られたとして一定の評価をしたものの、非金融特定事業者や職業専門家(DNFBPs)については、受託者としての地位開示が明示的に要請されていない状況が続いているとして、「部分的に適合(Partially Complaint, PC)」との評価にとどまっている。

したがって、現在は、犯罪収益移転防止法第 2 条第 2 項第 1 号から第 36 号および第 48 号までに掲げる特定事業者のうち金融庁所管事業者（金融機関等）に限定されている信託口座における受託者の開示を、信託銀行や信託会社においてより一層徹底すると共に、非金融の他の特定事業者にも拡大する⁶⁰ことにより、外国信託のみならず民事信託に関しても、当該信託の存在の把握、そして特定事業者によるリスクの特定・評価、リスク低減策がより広い範囲で講じられることになり、外国信託の固有リスクの低減につなげることが可能となる。そのためには、引き続き、FATF による第 4 次対日相互審査の指摘や海外の事例も踏まえて、我が国における外国信託の定義の明確化に関する検討を進めると共に、信託銀行や信託会社のみならず、DNFBPs に対する受託者の地位開示に関する法令上の要請を整備することが重要である。もし、我が国における外国信託の定義が法令等によって明確に示されない場合、銀行等における特定事業者による解釈や手続きに幅が生じ、リスク低減策の有効性を減じる可能性がある。また、外国人投資家による我が国の不動産投資の傾向等のリスクの変化を踏まえ、継続的に、官民連携を通じたリスクの特定、評価の高度化を図ることが重要と考えられる。

⁶⁰ 机上調査にて関係省庁のホームページ等を確認したところ、現時点（2025 年 2 月 28 日）では、金融庁においてのみ監督特定事業者（銀行、信託会社等）に対する要請がなされており、今後関係省庁における取組みの進展をモニタリングする必要があると考えられる。

5. 総括

今回の調査によって、民事信託の信託財産は金銭であることが多く、金融機関に信託口座を開設する信託が民事信託全体の大半を占めると考えられることから、信託口座の開設までに関与する第三者（金融機関・DNFBPs・公証人等）による措置が、民事信託の危険度（固有リスク）の低減に寄与していると考えられる。民事信託の残余リスクが我が国の国民生活全体に与える影響は限定的であると考えられる。この結論については、FATF 第4次対日相互審査評価書（第7章 法人と法的取極）における「日本の「民事信託」は非常に小さいセクター（信託の数と信託が所有する財産の重要性の両方で）であるので、重要性に基づくリスクは最小限であると判断した当局の見方は、十分に根拠があると考えられる。」という評価と整合性が取れていると考えられる。

また、今回の調査の範囲内では、我が国における外国信託口座は確認することが出来ず、我が国における外国信託の固有リスクは限定的と考えられ、リスクベース・アプローチの考え方を踏まえれば、外国信託の残余リスクが信託全体のリスクや我が国の国民生活全体に与える影響は限定的であると考えられる。

前回調査報告書（「FATF 勧告 25（法的取極）に関する調査」最終報告書（委託先：有限責任あずさ監査法人）（2024年3月））の公表以降、金融庁による銀行・信託銀行における信託口座の受託者開示措置の浸透、日本司法書士会連合会における民事信託ガイドンス文書の作成・公表が行われている。また、前回報告書の調査・公表および今回の聴き取り調査等を通じ、信託銀行、銀行、信託会社、士業における、外国信託および民事信託のリスク理解は向上していることが認められた。

この背景には、以下の法令等の整備や官民連携の取組みが奏功していると考えられる。

- 「犯罪収益移転防止法に関する留意事項（金融機関等における口座開設・取引目的の開示）」が公表されており、信託口座を開設する際には、口座開設目的として「信託の受託者としての取引」が明記され、銀行等により、受託者等の地位開示がより明示的に実施されることとなったこと。
- 令和4年資金決済法等改正により、信託会社・信託銀行ともに電子決済手段の信託の受託が可能となったことを受けて、信託業法施行規則に、適正な信託業務遂行に支障を及ぼす可能性のある外国電子決済手段を取り扱わないための措置に関する規定（第40条第10項）が新設され、適正な信託業務遂行に支障を及ぼす可能性のある外国電子決済手段の一つとして、捜査機関等から当該外国電子決済手段に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがある場合に、当該外国電子決済手段を発行する者において当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置が講ぜられていないものが規定されたこと。
- 2024年4月、法務省と日本司法書士会連合会の連名で、「司法書士及び司法書士法人

の業務のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与に関するガイドライン」が策定・公表されたこと。

- 2024年12月、日本司法書士会連合会により「民事信託支援業務の執務ガイドライン」が策定・公表されたこと。
- 2025年1月の金融審議会資金決済WGの報告書において、受益証券発行信託によらない特定信託受益権を移転する際には、トラベルルールの適用等を通じて電子決済手段等取引業者等に送付人および受取人の情報を把握させることとし、当局が適切に監督を行っていくべきと考えられる、とされたこと。
- 監督官庁によるアウトリーチ（意見交換会）や業界団体でのアウトリーチ、勉強会、情報提供等の取り組みの強化といった官民連携の強化。

なお、聴き取り調査等によって、民事信託の件数は増加していることが予測されるが、信託銀行等への聴き取り調査の限りでは、我が国の国内不動産等を信託財産とする外国において組成された信託契約については、確認できなかった。

今後は、これらの官民連携の取組みを継続することによる特定事業者における外国信託、民事信託のリスク理解のさらなる向上と、信託業法、犯罪収益移転防止法、金融庁マネロンガイドライン等の関係法令等に基づく法令等遵守態勢の強化、我が国における民事信託と外国信託の定義の明確化、およびリスクベースの対応を強化することにより、信託会社等が取り扱う信託、外国信託、民事信託のマネロン等の残余リスクは減少させることが可能と考えられる。

また、民事信託、外国信託のみならず、信託会社等が取り扱う信託を含む、我が国の信託における実質的支配者情報を適切に取得・把握し、信託の悪用を防止して透明性を確保することは、我が国の金融システムの健全性を維持する観点からも重要である⁶¹。FATF 勧告を踏まえた規制改革や改正が進む中、官民連携の上、信託の実質的支配者の透明性向上に資する適切な制度を構築しマネロン等対策の高度化に努めることで、信託全体の信頼性を高め、金融犯罪の抑制につなげることが期待される。

したがって、我が国を取り巻く経済状況や社会状況の変化とともに、信託会社等が取り扱う信託や外国信託、民事信託を取り巻く環境や社会情勢の変化により、信託に係る固有リスクも変化することを踏まえれば、引き続き、信託に関するリスクの特定・評価やリスク低減策、そして、監督のあり方に関する検討や官民連携の強化が重要であると考えられる。

⁶¹ そもそも、信託は、委託者と受託者の信認関係に基づき受益者のための財産管理を受託者に行わせる私法上の仕組みであり、当局が信託の全体像や実質的支配者を把握することや、信託の受託者や関係する特定事業者に対して、当局への届出・報告自体の対象にすること自体、信託になじまない、という意見もある。信託財産を管理する金融口座作成時に、金融機関等では犯収法上の本人確認が求められ、実質的支配者の把握が必須となり、不動産の信託も信託登記が必要である以上、信託に関してこれ以上のマネロン等対策上の措置をとるのは、現在の法制では一般性を欠き難しいのではないかと、との意見もあった。

Appendix 1. 法令、ガイドライン等のアップデート概要

(1) 犯罪収益移転防止法

施行日	概要
令和5年6月1日	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」として、特定事業者の追加（高額電子移転可能型前払式支払手段発行者、電子決済手段等取引業者、電子決済等取扱業者等）、外国所在電子決済手段等取引業者との契約締結の際の確認、電子決済手段の移転に係る通知義務、罰則等に関して改正を行ったもの ⁶² 。
令和5年6月1日	「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」として、外国為替取引および電子決済手段の移転に係る通知事項等に関して改正を行ったもの ⁶³ 。
令和6年4月1日（現在施行）	「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」として、司法書士等、行政書士等、公認会計士等、税理士等による取引時確認の確認項目の追加、行政書士等、公認会計士等、税理士等の疑わしい取引の届出義務に関して改正を行ったもの ⁶⁴ 。

(2) 犯罪収益移転防止法施行令

施行日	概要
令和5年6月1日	「安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」として、電子決済手段の交換等、金融機関等の特定業務・特定取引の追加等に関する改正を行ったもの ⁶⁵ 。

⁶² 金融庁 「国会提出法案（第208回国会）」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁶³ 内閣官房 「第210回 臨時国会」 <https://www.cas.go.jp/jp/houan/210.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁶⁴ 同上。

⁶⁵ 金融庁 「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」 「（別紙5）安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

令和5年6月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」として、暗号資産の移転に係る通知義務の対象から除外する国・地域等に関する改正を行ったもの ⁶⁶ 。
令和6年4月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」として、特定受任行為の代理等における疑わしい取引の届出事項を定めるために改正を行ったもの ⁶⁷ 。
令和6年5月15日（現在施行）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令」として、司法書士等の特定業務から刑事手続に係る保証金または監督保証金の納付についての代理等に係る業務を除外するために改正を行ったもの ⁶⁸ 。

(3) 犯罪収益移転防止法施行規則

施行日	概要
令和5年2月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」として、戸籍に関する本人確認書類は附票の写しのみとする改正を行ったもの ⁶⁹ 。
令和5年5月11日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」として、公的個人認証を用いた顧客等の本人特定事項の確認方法に関する改正を行ったもの ⁷⁰ 。
令和5年6月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」として、他の特定金融機関から顧客の支払の相手方の確認を求められた際に当該相手方に関する事項を特定するために必要な事項を取引記録として記録することを定めた改正を行ったもの ⁷¹ 。

⁶⁶ 金融庁 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令案等に関するパブリックコメントの結果等について」 「(別紙4) FATF 勧告対応法に係る犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正(新旧対照表)」 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526-2/20230526-2.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁶⁷ 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 【政令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第64号)」 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁶⁸ 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 【政令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和6年政令第177号)」 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁶⁹ 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 【府令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和5年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号)」 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷⁰ 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 【府令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令(令和5年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号)」 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷¹ 金融庁 「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」 「(別紙10) PDF 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

令和6年4月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令」として、特定受任行為の代理等に係る疑わしい点を確認するにあたっての確認項目・確認方法、疑わしい取引の届出様式に係る改正を行ったもの ⁷² 。
令和6年7月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」として、本人確認書類から特別児童扶養手当証書を除外するために改正を行ったもの ⁷³ 。
令和6年11月1日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」として、社債、株式等の振替に関する法律等の一部改正に伴い簡素な顧客管理を行うことが許容される取引の規定を変更するために改正を行ったもの ⁷⁴ 。
令和6年12月2日	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」として、本人確認書類から健康保健証を削除等するための改正を行ったもの。
令和7年3月24日（現在施行）	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する命令の一部を改正する命令」として、道路交通法の一部改正に伴う所要の改正を行ったもの。

⁷² 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 「【府令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則及び疑わしい取引の届出における情報通信技術の活用に関する規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）」

<https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷³ 警察庁 「犯罪収益移転防止法 同施行令 同施行規則など」 「【府令】 「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和6年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第3号）」 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/hourei/hotop.htm> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷⁴ 金融庁 「令和5年情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の一部改正に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」 「(別紙4) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241030/20241030.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

(4) 信託法

施行日	概要
令和5年6月1日（現在施行）	「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」として、信託事務の処理に係る費用等の償還に関する受託者の権利を証明する電子的記録、信託管理人による信託財産に属する財産および信託財産責任負担債務の状況、その管理の計算に関する資料閲覧に関して改正を行ったもの ⁷⁵ 。

(5) 信託法施行令

平成26年5月20日 施行から変更なし。

(6) 信託法施行規則

施行日	概要
令和5年12月27日（現在施行）	公正証書の作成に係る一連の手続のデジタル化 ⁷⁶ に伴い、自己信託の意思表示のための電磁的記録に関する規定の改正を行ったもの。

(7) 信託業法

施行日	概要
令和6年4月1日	「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」として、信託契約代理店の標識の掲示に関して改正を行ったもの ⁷⁷ 。
令和6年4月1日 令和6年11月1日（現在施行）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」として、顧客の最善の利益を考えた業務運営の確保、情報提供等に関して改正を行ったもの ⁷⁸ 。

⁷⁵ 法務省 「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案」
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00323.html 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷⁶ 令和5年6月6日の民事関係手続のデジタル化を図るための規定の整備等を行う改正法の設立により、公正証書をインターネットを利用して電子署名を付して作成することが可能となった。（法務省 「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律について」
（https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00336.html 最終閲覧日：2024年11月22日））

⁷⁷ デジタル庁 「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案」 <https://www.digital.go.jp/laws/2567b640-d579-488c-a512-57f51e70ed3f> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁷⁸ 金融庁 「国会提出法案（第211回国会）」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

金融庁 「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等の公表について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/shouken/20240627/20240627.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

令和6年6月14日	「事業性融資の推進等に関する法律」として、企業価値担保権信託会社の免許を取り消された事業者に免許を与えないようにする、免許の基準等に関して改正を行う予定（未施行） ⁷⁹ 。
-----------	---

(8) 信託業法施行令

施行日	概要
令和5年6月1日	令和4年資金決済法等改正に伴い、免許の基準となる法律の範囲、信託会社等の営業保証金に代わる契約、名称の使用制限の適用除外 ⁸⁰ に関して改正を行ったもの ⁸¹ 。
令和6年2月1日（現在施行）	免許の基準となる法律の範囲、名称の使用制限の適用除外に関する条文（第4条）について、「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更するもの ⁸² 。

(9) 信託業法施行規則

施行日	概要
令和5年6月1日	令和4年資金決済法等改正に伴い、引受けを行う信託財産のうち業務方法書へ細目を記載すべきものとして電子決済手段を追加、特定信託契約 ⁸³ として受益権が電子決済手段に該当する信託に係る信託契約を追加する等、電子決済手段等に係る規定の整備に伴い改正を行ったもの ⁸⁴ 。内部管理に関する業務の適正な遂行について、信託会社が電子決済手段の信託を行う場合、外国電子決済手段 ⁸⁵ に係る取引が詐欺等の犯罪行為に利用された旨の情報の提供があることその他の事情を勘案して犯罪行為が行われた疑いがあると認めるときは、当該外国電子決済手段を発行する者において、当該外国電子決済手段に係る取引の停止等を行う措置を講ずること等が新たに規定された ⁸⁶ 。

⁷⁹ 金融庁「国会提出法案（第213回国会）」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁸⁰ 信託業法 第85条 17 「指定紛争解決機関でない者（金融商品取引法第一百五十六条の三十九第一項の規定による指定を受けた者その他これに類する者として政令で定めるものを除く。）は、その名称又は商号のうちに指定紛争解決機関であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならない。」に規定する「政令で定めるもの」に関する改正。

⁸¹ e-GOV 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/416C00000000427/20230601_505C00000000186 最終閲覧日：2024年11月22日

⁸² e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/416C00000000427> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁸³ 金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動により信託の元本について損失が生ずるおそれがある信託契約として内閣府令で定めるもの（信託業法 第二十四条の二（金融商品取引法の準用））

⁸⁴ e-GOV 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/416M60000002107/20230601_505M60000002050 最終閲覧日：2024年11月22日

⁸⁵ 資金決済法等に相当する外国の法令に基づき発行された電子決済手段。

⁸⁶ 信託業法施行規則 第四十条（信託財産に損害を生じさせ、又は信託業の信用を失墜させることのない体制の整備に

令和5年12月27日	取締役の兼職の承認の申請方法等の改正を行ったもの ⁸⁷ 。
令和6年4月1日	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、廃業等の公告、標識の様式等に関して改正を行ったもの ⁸⁸ 。
令和6年11月1日（現在施行）	金融商品取引法等の一部改正に伴い、特定投資家 ⁸⁹ として取り扱うよう申し出ることができる個人の要件に関して改正を行ったもの ⁹⁰ 。

(10) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

施行日	概要
令和5年11月29日 令和6年4月1日 令和6年11月1日（現在施行）	「金融商品取引法等の一部を改正する法律」として、「顧客本位の業務運営・金融リテラシー」等に関する制度を整備するために改正を行ったもの ⁹¹ 。

(11) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令

施行日	概要
令和5年6月1日	令和4年資金決済法等改正に伴い、名称の使用制限の適用除外に関して改正を行ったもの ⁹² 。
令和6年2月1日（現在施行）	名称の使用制限の適用除外に関する条文（第15条）について、「金融サービスの提供に関する法律」を「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に変更を行ったもの ⁹³ 。

関する事項)

⁸⁷ 金融庁 「「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について」 「（資料2）内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231227/20231227.html> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁸⁸ 金融庁 「「デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う金融庁関係府令の整備等に関する内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」

<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240322/20240322.html> 最終閲覧日：2025年3月11日

⁸⁹ 適格機関投資家、国、日本銀行、第七十九条の二十一に規定する投資者保護基金その他の内閣府令で定める法人のこと（金融商品取引法 第二条（定義） 31）。

⁹⁰ e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/416M60000002107> 最終閲覧日：2024年11月22日

⁹¹ 金融庁 「国会提出法案（第211回国会）」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/index.html> 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹² 金融庁 「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」 「（別紙5）安定的かつ効率的な資金決済制度の構築を図るための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」 <https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html> 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹³ e-GOV 法令検索 <https://laws.e-gov.go.jp/law/405C00000000031?tab=compare> 最終閲覧日：2024年12月17日

(12) 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則

施行日	概要
令和5年6月1日	令和4年資金決済法等改正に伴い、信託契約締結時の交付書面の記載事項、信託財産の分別管理等に関して改正を行ったもの ⁹⁴ 。
令和5年12月27日	行政手続のデジタル原則適合に向けた対応等のため、電磁的方法の定義等に関して改正を行ったもの ⁹⁵ 。
令和6年4月1日	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、廃業等の公告等に関して改正を行ったもの ⁹⁶ 。
令和6年11月1日（現在施行）	金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正に伴い、特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人の要件に関して改正を行ったもの ⁹⁷ 。

(13) マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン

令和3年11月22日更新なし。

(14) マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)

公表日	概要
令和6年4月2日	2024年3月末期限のマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドラインへの対応完了後における、リスク分析に基づいた各金融機関の創意工夫・主体的な対応を促進するため改訂されたもので、SDD先選定の観点、継続的顧客管理の情報更新の頻度、制裁対象者リストの照合のタイミングに関して更新を行ったもの ⁹⁸ 。

⁹⁴ e-GOV 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/357M50000040016/20230601_505M60000002050?tab=compare 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹⁵ 金融庁 「「内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について」 「（資料2）内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231227/20231227.html> 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹⁶ e-GOV 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/357M50000040016/20240401_506M60000002019?tab=compare 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹⁷ e-GOV 法令検索 https://laws.e-gov.go.jp/law/357M50000040016/20241101_506M60000002089?tab=compare 最終閲覧日：2024年12月17日

⁹⁸ 金融庁 「「マネロン・テロ資金供与対策ガイドラインに関するよくあるご質問 (FAQ)」の改訂版公表について」 <https://www.fsa.go.jp/news/r5/amlcft/20240402/20240402.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

(15) 信託会社等に関する総合的な監督指針

適用日	概要
令和5年6月1日	令和4年資金決済法等の改正に伴い、電子決済手段の信託に関する留意事項、特定信託受益権を発行する場合に係る留意事項に関する項目を追加したもの ⁹⁹ 。 前者の「電子決済手段の信託に関する留意事項」には、「運用型信託会社において電子決済手段を受託する際、マネロン・テロ資金供与リスクに対して適切な対応が行われているか」という観点が含まれている ¹⁰⁰ 。
令和5年11月17日	事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）等の一部改正に伴い、電子決済手段の分別管理に関する着眼点、海外グループ会社等を有する場合の電子決済手段関係情報の管理、親会社を含めたグループ会社で共通の取引システム等を利用する場合の措置等に関する項目を新設したもの ¹⁰¹ 。
令和6年3月29日	内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正に伴い、信託財産状況報告書についての留意事項等について改正を行ったもの ¹⁰² 。
令和6年5月17日	電子情報処理組織による申請等に関する告示等の一部改正に伴い、信託会社等が当局へ申請・届出等を行う際の留意事項について改正を行ったもの ¹⁰³ 。
令和6年4月1日	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の義務について改正を行ったもの ¹⁰⁴ 。

⁹⁹ 金融庁 「令和4年資金決済法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/20230526.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

¹⁰⁰ 金融庁 「信託会社等に関する総合的な監督指針 新旧対照表」 信託会社等に関する総合的な監督指針：3 運用型信託会社、3-5 業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項、3-5-1 業務運営状況の評価に関する留意事項、(5) 電子決済手段に関する留意事項、② テロ資金供与及びマネー・ローンダリングへの対応
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230526/50.pdf> 最終閲覧日：2024年11月27日

¹⁰¹ 金融庁 「事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）」等の一部改正（案）の公表に対するパブリックコメントの結果等について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20231117/20231117.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

¹⁰² 金融庁 「「内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」の一部改正（案）等に関するパブリックコメントの結果等について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329/20240329.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

¹⁰³ 金融庁 「「電子情報処理組織による申請等に関する告示」等の一部改正（案）に関するパブリックコメントの結果等について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240517/20240517.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

¹⁰⁴ 金融庁 「「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正について」
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/sonota/20240329-6/20240329.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

令和6年11月1日

令和5年金融商品取引法等の改正に伴い、顧客の最善の利益を勘案した誠実公正義務等に関する項目を新設したもの¹⁰⁵。

¹⁰⁵ 金融庁 「令和5年金融商品取引法等改正に係る政令・内閣府令案等に関するパブリックコメントの結果等について」 <https://www.fsa.go.jp/news/r6/shouken/20241030-2/20241030.html> 最終閲覧日：2024年11月26日

Appendix 2. 質問項目一覧

(1) 金融庁宛質問項目

項目 No.	ご質問
	<p>1. 信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会向けに実施した、マネロン・テロ資金供与リスクに関する勉強会（※）について、以下ご教示ください。</p> <p>（※）勉強会とは、マネロン・テロ資金供与リスクに関する特定テーマ（リスク低減策、有効性検証等）について、複数人・複数事業者でディスカッションを行い、当該テーマに対する理解を深めることを目的とする会を指します。</p>
1-1	2023年1月以降、信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会向けにマネロン・テロ資金供与リスクに関する勉強会を実施しましたか。（選択式）
1-2	勉強会を実施するきっかけ、基準についてご教示いただけますでしょうか。
1-3	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降実施した勉強会すべてについて、以下をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①対象事業者の業種（例：信託兼営金融機関、自己信託会社） ②参加事業者数 ③開催形式 ④目的・テーマ ⑤勉強会の周知方法</p>
1-4	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降実施した勉強会すべてについて、勉強会での議論内容をご教示いただけますでしょうか。 「取引モニタリングの有効性検証の実務について情報共有した」等、概要レベルで構いません。</p>
1-5	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>勉強会の開催にあたって参加事業者に配布した資料等がある場合、差し支えなければご連携いただけないでしょうか。</p>

1-6	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>参加事業者から事後アンケート等で勉強会に対するフィードバックを収集している場合、差し支えない範囲でその内容をご教示いただけますでしょうか。</p>
<p>2. 信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会向けに実施した、マネロン・テロ資金供与リスクに関する研修（※）について、以下ご教示ください。</p> <p>（※）研修とは、事業者がAML/CFT上の義務履行のために必要な知識・スキルを学習することを目的とした、講義形式の説明会を指します。</p>	
2-1	<p>2023年1月以降、信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会向けにマネロン・テロ資金供与リスクに関する研修を実施しましたか。（選択式）</p>
2-2	<p>研修を実施するきっかけ、基準についてご教示いただけますでしょうか。</p>
2-3	<p>【2-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降実施した研修すべてについて、以下をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①対象事業者の業種（例：信託兼営金融機関、自己信託会社） ②参加事業者数 ③開催形式 ④目的・テーマ ⑤研修の周知方法</p>
2-4	<p>【2-1が「はい」の場合】</p> <p>対象事業者の選定の基準、選定にあたって検討した事項があれば、ご教示いただけますでしょうか。 （例：検査等を通じてマネロン・テロ資金供与リスクへの理解が不足している事業者が多いことが判明したため、対象事業者として〇〇を選定した）</p>
2-5	<p>【2-1が「はい」の場合】</p> <p>研修の開催にあたって参加事業者に配布した資料等がある場合、差し支えない範囲でご連携いただけないでしょうか。</p>
2-6	<p>【2-1が「はい」の場合】</p> <p>参加事業者から事後アンケート等で研修に対するフィードバックを収集している場合、差し支えない範囲でその内容をご教示いただけますでしょうか。</p>

2-7	<p>【2-1が「はい」の場合】</p> <p>研修後、理解が定着しているか等を確認する目的でフォローアップを行っている場合、以下についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①フォローアップの対象とする事業者の選定基準 ②フォローアップの頻度 ③フォローアップで確認する内容</p>
<p>3. 信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会に提供しているガイドライン等文書（※）について、以下ご教示ください。</p> <p>（※）事業者に対して、マネロン・テロ資金供与リスクやAML/CFT上の義務等の理解を促進し、適切な対応の検討・実施を促すことを目的に策定された文書。</p>	
3-1	<p>金融庁マネロンガイドラインおよびFAQ、信託会社等に関する総合的な監督指針以外に、信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会に提供しているガイドライン等文書はありますか。（選択式）</p>
3-2	<p>【3-1が「はい」の場合】</p> <p>文書すべてについて、以下をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①対象事業者 ②概要</p>
3-3	<p>【3-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降にアップデートした項目があれば、アップデートの背景およびアップデートの概要をご教示いただけますでしょうか。</p>
<p>4. 2023年1月以降、マネロン・テロ資金供与に関して信託銀行・信託会社、一般社団法人 信託協会向けに実施した1.～3. 以外の措置・取組がある場合、概要をご教示いただけますでしょうか。</p>	

(2) 信託協会宛質問項目

項目 No.	ご質問
	<p>1. 加盟会社向けに実施した、マネロン・テロ資金供与リスクに関する勉強会（※）について、以下ご教示ください。</p> <p>（※）勉強会とは、マネロン・テロ資金供与リスクに関する特定テーマ（リスク低減策、有効性検証等）について、複数人・複数事業者でディスカッションを行い、当該テーマに対する理解を深めることを目的とする会を指します。</p>
1-1	2023年1月以降、加盟会社向けにマネロン・テロ資金供与リスクに関する勉強会を実施しましたか。（選択式）
1-2	勉強会を実施するきっかけ、基準についてご教示いただけますでしょうか。
1-3	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降から現在に至るまでに実施した勉強会すべてについて、以下をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①参加事業者数 ②開催形式 ③目的・テーマ ④勉強会の周知方法</p>
1-4	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>2023年1月以降から現在に至るまでに実施した勉強会すべてについて、勉強会での議論内容をご教示いただけますでしょうか。 「取引モニタリングの有効性検証の実務について情報共有した」等、概要レベルで構いません。</p>
1-5	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>勉強会の開催にあたって参加事業者に配布した資料等がある場合、差し支えなければご連携いただけないでしょうか。</p>
1-6	<p>【1-1が「はい」の場合】</p> <p>参加事業者から事後アンケート等で勉強会に対するフィードバックを収集している場合、差し支えない範囲でその内容をご教示いただけますでしょうか。</p>

<p>2. 加盟会社向けに実施した、マネロン・テロ資金供与リスクに関する研修（※）について、以下ご教示ください。</p> <p>（※）研修とは、事業者が AML/CFT 上の義務履行のために必要な知識・スキルを学習することを目的とした、講義形式の説明会を指します。</p>	
2-1	2023 年 1 月以降、加盟会社向けにマネロン・テロ資金供与リスクに関する研修を実施しましたか。（選択式）
2-2	研修を実施するきっかけ、基準についてご教示いただけますでしょうか。
2-3	<p>【2-1 が「はい」の場合】</p> <p>2023 年 1 月以降から現在に至るまでに実施した研修すべてについて、以下をご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①参加事業者数 ②開催形式 ③目的・テーマ ④研修の周知方法</p>
2-4	<p>【2-1 が「はい」の場合】</p> <p>研修の開催にあたって参加事業者に配布した資料等がある場合、差し支えなければご連携いただけないでしょうか。</p>
2-5	<p>【2-1 が「はい」の場合】</p> <p>参加事業者から事後アンケート等で研修に対するフィードバックを収集している場合、差し支えない範囲でその内容をご教示いただけますでしょうか。</p>
2-6	<p>【2-1 が「はい」の場合】</p> <p>研修後、理解が定着しているか等を確認する目的でフォローアップを行っている場合、以下についてご教示いただけますでしょうか。</p> <p>①フォローアップの対象とする事業者の選定基準 ②フォローアップの頻度 ③フォローアップで確認する内容</p>

3. 加盟会社に提供しているガイドライン等文書（※）について、以下ご教示ください。	
（※）事業者に対して、マネロン・テロ資金供与リスクやAML/CFT上の義務等の理解を促進し、適切な対応の検討・実施を促すことを目的に策定された文書。	
3-1	加盟会社に提供しているマネロン・テロ資金供与に関するガイドライン等の文書はありますか。（選択式） （例：金融庁マネロンガイドラインの解説資料、参考事例集、特定事業者作成書面等のひな型）
3-2	【3-1が「はい」の場合】 加盟会社に提供している文書すべてについて、概要をご教示いただけますでしょうか。
3-3	【3-1が「はい」の場合】 加盟会社に提供している各文書について、2023年1月以降にアップデートした項目があれば、アップデートの背景およびアップデートの概要をご教示いただけますでしょうか。
4. 貴協会から加盟会社への情報共有、加盟会社間の情報交換について、以下ご教示ください。	
4-1	2023年1月以降、加盟会社に対してマネロン・テロ資金供与リスクに関する情報共有を実施している場合、その内容をご教示いただけますでしょうか。
4-2	加盟会社間でマネロン・テロ資金供与リスクに関する情報交換を行うためのプラットフォームや枠組みはありますか。
5. 研修・勉強会等の取組みを検討・実施するための貴協会における体制について、以下ご教示ください。	
5-1	研修や勉強会、ガイドライン等文書の策定の検討を行うため、検討部会等は貴協会内に設置されていますか。 ある場合、当該会議体の目的、開催頻度をご教示ください。
6. 2023年1月以降、マネロン・テロ資金供与に関して加盟会社向けに実施した1.～4.以外の措置・取組がある場合、概要をご教示いただけますでしょうか。	

(3) 信託銀行宛質問項目

項目 No.	ご質問
1. CDD（カスタマー・デュー・ディリジェンス）について、以下ご教示ください。	
1-1	信託口座の開設を受け入れている民事信託について、口座開設後受託者等当事者が変更された場合、当該信託の当事者から申告を受け、口座開設時と同様の方法でCDDを行っているのでしょうか。
2. 「信託口座を通じてマネロン等が行われないよう、適切なリスク低減措置を講じているか」という観点を確認させていただきたく、信託口座の取引モニタリングについて、以下ご教示ください。	
2-1	信託口座による金融取引も、金融庁「疑わしい取引の参考事例」等を参考に取引のモニタリングは実施しているのでしょうか。 差し支えない範囲で構いませんので、信託口座の取引モニタリングの実施状況（実施有無、観点等）についてご教示いただけますと幸いです。 ※ご回答いただいた内容を報告書へ取りまとめる際は、個別具体的な記載は行わず、取引モニタリングを実施しているかどうか、というレベルで記載する予定です（個社名は出しません）。上記レベルの記載ぶりで差し支えがある場合はその旨ご記載いただけますと幸いです。
3. 2023年6月の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」改訂に関連して、以下ご教示ください。	

3-1	<p>2023年6月の「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」の改訂により、預貯金契約締結の際の「取引を行う目的」の類型に「信託の受託者としての取引」が追加されました。</p> <p>民事信託・外国信託のマネロン・テロ資金供与リスクの評価にあたり、「本要請が民事信託・外国信託（※）の透明性を向上させ、民事信託・外国信託のマネロン・テロ資金供与リスクの低減に寄与したか」という観点の検討を行いたいと考えております。</p> <p>（※）外国の法令に準拠して設定された信託</p> <p>具体的には、普通預金等の口座開設時に「信託の受託者としての取引」との申告を受けた口座の件数の推移を確認することで、「本要請によってどの程度の件数の民事信託・外国信託が「見える化」されたか」を評価し、本要請の有効性を検討したいと考えております。</p> <p>つきましては、お客様から「信託の受託者としての取引」と申告された口座について、2023年6月以降の件数の推移とその内訳（信託法に準拠して設定された民事信託か、外国信託か）をご教示いただけないでしょうか。</p> <p>データの収集にお時間を要する場合は、本項目は空欄のまま、もしくは収集できる範囲のご記載で差し支えありません。</p> <p>また、口座内訳について、データの取得が難しければ、その旨をご回答欄にご記載いただけますと幸いです。</p>
-----	---

(4) 士業者宛質問項目

項目 No.	ご質問
1.	CDD（カスタマー・デュー・ディリジェンス）について、以下ご教示ください。
1-1	<p>信託の設定時、依頼者の本人確認を行ったのち、依頼者から受領した本人確認資料や申告内容等を勘案し、マネロン・テロ資金供与リスクの有無、取引謝絶要否判断を行っているものと認識しております。</p> <p>依頼者がマネロン・テロ資金供与、もしくはその他の犯罪のために民事信託を利用しているのかは、どのような情報から判断するのでしょうか。</p> <p>（例：依頼者が非協力的で本人確認を完了できない場合、マネロン等の疑いがあるとして受任しない、依頼者から提案された信託のスキームが不必要に複雑で、犯罪収益等を隠匿しようとしている疑いがあるため受任しない等、依頼者の態度・受け答えに不審な点がないかという観点で確認している等）</p>

1-2	<p>受託者の変更に関する業務（前受託者の解任、新受託者の選任に関する事務）を受任する場合、新受託者のCDDは行うのでしょうか。</p> <p>行う場合、犯収法や業界団体の会則に規定された方法で本人確認は実施するものと思いますが、もし別の方法で実施されているということであれば実施方法をご教示いただけますと幸いです。</p>
1-3	<p>受益者や帰属権利者といった、信託財産から利益を受ける者が信託の設定時から変更される場合、新しい受益者や帰属権利者のCDDは実施するのでしょうか。</p>
1-4	<p>信託財産を追加する場合、信託税制や遺留分侵害への配慮から土業者の関与が必要と思いますが、信託財産に犯罪収益等が含まれていないことの確認は行っているのでしょうか。</p> <p>行っている場合、確認方法をご教示いただけますと幸いです。</p>
<p>2. 信託契約書や遺言書を公正証書にしない民事信託は、前回調査でご示唆いただいたとおり、マネロン・テロ資金供与リスクがあると認識しています。</p> <p>今後本邦において、上記民事信託のマネロン・テロ資金供与リスクを低減するために必要な措置は何か、ご知見賜れますと幸いです。</p>	
2-1	<p>信託契約書や遺言書を公正証書にしない民事信託であっても、当該信託の基本的情報（委託者の氏名等）を当局が把握できれば、マネロン・テロ資金供与リスクを低減できると考えております。</p> <p>国内で組成された民事信託の基本的情報（委託者の氏名等）を当局が把握するための措置として考えられるものをご教示いただけますと幸いです。</p> <p>（例：中央登記簿への登録）</p>
2-2	<p>上記を実現するためにネックとなる法規制、実務上の障害があれば、ご教示いただけますと幸いです。</p>

(5) 家族信託普及協会宛質問項目

項目 No.	ご質問
1. 家族信託コーディネーターの実務について、以下ご教示ください。	
1-1	<p>家族信託コーディネーターは、依頼者と弁護士・司法書士等の土業者との橋渡し役を担っていると理解しておりますが、依頼者が家族信託コーディネーターに依頼を行った際、「その依頼者がマネロン等のために民事信託を利用しようとしていないか」という観点から確認を行っているのでしょうか。</p>

1-2	<p>確認を行っている場合、家族信託コーディネーターは、具体的にどのような観点からマネロン・テロ資金供与リスクの有無を判断しているのでしょうか。</p> <p>上記に関して、もし規定類・ガイドライン等文書がございましたら、差し支えない範囲で構いませんので、ご教示いただけますと幸いです。</p>
1-3	<p>依頼者がマネロン・テロ資金供与を企図しているのではないかという疑いが発生した場合、どのような対応を行っているのでしょうか。 (例：その疑いが発生した時点で依頼をお断りする 等)</p> <p>疑いが発生するに至った経緯は、家族信託コーディネーターの判断、コーディネートした土業者の判断等考えられると思いますが、いずれでも構いません。</p>
1-4	<p>信託組成後、信託契約に基づいたサポートを行っているかと理解していますが、信託契約に基づき事後的に受益者等信託の当事者が変更される場合、新しい受益者等当事者がマネロン・テロ資金供与を企図していないか確認は行っているのでしょうか。</p>
1-5	<p>犯罪収益移転防止法に基づく本人確認は、家族信託コーディネーターのコーディネートする土業者が実施するという理解で合っておりますでしょうか。</p> <p>その場合、本人確認は、家族信託コーディネーター同席のもと土業者と対面で行われるのでしょうか。</p>

© 2025 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization.